

オケージョナル・ペーパー No.68

「その他全ての自由人」
—「マイノリティ」への米国センサス調査の初期事例—

2016年11月

法政大学

日本統計研究所

「その他全ての自由人」—「マイノリティ」への米国センサス調査の初期事例—

菅（七戸）美弥 （東京学芸大学教育学部）

はじめに

米国センサス（以下センサス）における「肌の色（カラー）」や「人種」分類の変遷のなかで、「白人」「黒人」「インディアン」等に分類されず「その他」としてひとくくりにされる「残余(residual)」な存在への調査は、1790年の第一回センサスの「その他全ての人々」に対する調査にまで遡ることが出来る¹。1790年センサスはジョージ・ワシントン大統領がその責任者であり、マーシャルとそのアシスタントが任務にあたった。1790年から1810年までの建国初期のセンサスでは、マーシャルやアシスタントへの指示書もなく、独自の調査票を使用し、各項目への定義は示されないまま調査が行われた。むろんのこと本論の対象である集団「その他全ての自由人」とされる人々とは一体誰なのか、との定義も示されることはなかった。公式な分類名がない状況下での調査の初期事例であった1790年センサス実施時には、誰が「その他全ての自由人」になると当初想定されたのか。また実際の調査にあたった調査員はどのような形で「その他全ての自由人」欄を記載したのだろうか。

合衆国憲法でセンサスに関連する第1条第2節第3項には「下院議員および直接税は、連邦に加入する各州の人口に比例して、各州の間に配分される... 各州の人口とは奉公人を含む自由人の総数をとり、課税されないインディアンを除外し、その他全ての人々の5分の3を加えたもの」と書かれている。「その他全ての人々」は原語では“all other persons”である。憲法で明記された集団は「奉公人を含む自由人」「その他全ての人々」「課税されないインディアン」の3つであり、そのうえで、「課税されないインディアン」を各州の人口から除外することと、「奉公人を含む自由人」の全数、そして「その他全ての人々」は5分の3がカウントされることが定められた。憲法上明示せずとも、「その他全ての人々」が黒人奴隷であることは為政者達にとって自明であり、5分の3という数字に決着するまでの南北間の論争についてはマーゴ・アンダーセンによるセンサス史の決定版に詳しい²。「その他全ての人々」は、黒人奴隷という「肌の色」と身分が（「肌の色」の薄い奴隷も存在するとはいえ）、

結びつくと思われる集団を意味していたわけだが、憲法で言う「奉公人を含む自由人」とは何を意味していたのだろうか。「奉公人を含む自由人」は「自由」と「奉公」という2つの身分に加えて、「白人」のみならず「自由黒人」や「課税される（文明化した）インディアン」という複数の「肌の色」の集団が含まれる包括的な名称であったのだろうか。

ところで「白人」も「黒人」も出てこない合衆国憲法での「奉公人を含む自由人」とは対照的に、第一回帰化法では「自由白人」が明記されていた。中條献は、第一回帰化法の人種性との関連で引き合いに出されることの多い「自由白人(free white persons)」と第一回センサス分類項目上の「自由白人男性・女性」の類似点に注目し、「自由白人男性・女性」という形容詞の「ホワイト」を使った分類には、「我々が考える『人種』という体系化された分類概念にもとづいていたとは限らないのではないか」と問う³。

「人種」分類概念の時代ごとの変化に異論の余地はなく、ここで注目されるのは1790年の形容詞から名詞化への歴史推移は「ホワイト」以外には該当しなかった点である。何故ならば名詞の「ニグロ」を初めとして、「インディアン」「ムラトール」の使用は植民地時代のいわゆるスレーブ・コードまで遡ることが出来るからである。ヒギンボーサムとコピトフによれば、「ムラトール」は1705年になるまで法律で定義はされなかったが、言葉としての使用の記録は1655年植民地議会議事録にまで遡るといふ⁴。つまり、「ニグロ」「ムラトール」「インディアン」には植民地時代にすでに名詞化されていたのである。その後名詞の「ニグロ」は1660年に「イギリス人」と逃亡した場合の刑罰を取り決めた法律に登場したほか、1670年には「ニグロ」同様に「インディアン」も「キリスト教徒」の奉公人を購入することは出来ないと定められた⁵。アイデンティティの基準としての宗教は、初期には「キリスト教徒」と「異教徒」や「ムスリム」が対置されることで成り立っていた。ただし、改宗による黒人の「キリスト教徒」の存在が、この境界線を曖昧なものとした。よって、1670年の法でキリスト教に改宗することで「黒人やインディアン」の法的地位が変わらないと定め、後に1682年の法で、最初の購入の際に母国でキリスト教徒でないものを奴隷とし購入することを可能とすることが定められた。これは、既に1667年に改宗によって黒人奴隷が自由になることはない、と定めたヴァージニアの法律に呼応するもので、とくに西インド諸島でキリスト教徒となっ

た黒人の売買の正当化に役立った。

対照的に、これらの法律には名詞化された「ホワイト」が出てこない。当時使われたのは、「イギリス人」(1660年)「イギリス人男性」(1662年)「キリスト教徒」(同年)「キリスト教徒の奉公人」(1705年)であり、「ホワイト」が登場したのは、「キリスト教徒の白人奉公人」、「自由なキリスト教徒の白人女性」、単なる「白人男性・女性」のなかの形容詞であった(1705年)。また、ヒギンボーサムとコピトフが指摘するように、法律上の「イギリス人」「キリスト教徒」とは別に、文書のなかである人物を描写する際に、人種分類の記載がなくフルネームで言及される場合、白人を示すという慣行が植民地時代から存在した。白人ないし「白人として通る人」に対しては、フルネームが記載されて人種は言及されなかった。他方、黒人のフルネームが言及される場合には名前の後に人種が追加されたという⁶。つまり、白人にかんしてのみ、文書上の扱いはカラー・ブラインドだったというわけである。後述する1790年調査票の「その他全ての自由人」への名前の省略も植民地時代からの長年の慣行を背景にしていたことが分かる。

英領植民地時代に奉公人制度が人種奴隷制度に移行した歴史、つまり宗教、出身地から「肌の色」による差別が厳格化されていった歴史を背負ってアメリカ合衆国は出発した。奴隷制にもっとも加担した国であるイギリスから独立したアメリカはカラー・ブラインドではありえなかった。そして、アメリカがカラー・ブラインドではなかった証左は1790年帰化法ではなく、むしろセンサス法(1790年3月1日成立)に見出される。これまで注目されてこなかったが、1790年帰化法はセンサス法より後の3月26日に成立しており、帰化法の文言はむしろセンサス法の中身を受けたと考えるのが自然である。第一回センサス法では、調査を行うマーシャルの責務として「課税されないインディアンを除き、奉公人を含む自由人をそれ以外の人々(all others)から区別し、また、自由人のなかでの性別と肌の色を区別し、自由人男性の16歳以上と16歳未満とを区別する」⁷ことが定められた。この「奉公人を含む自由人」のなかで「性別と肌の色を区別する」との指示にこそ、文字通りアメリカ合衆国が植民地時代から引き続きカラー・コンシャスであったことが示されている。つまり憲法に明記されずとも、第一回センサス法の中身に注目するならば、アメリカは建国時に多人種国家とい

う現実を直視する形で、構成員の「肌の色を区別」することをナショナル・プロジェクトであるセンサスの主要な目的の一つとしたのである。

しかも第一回のセンサス分類項目自体、センサス法によって定められたものである。センサス法での「それ以外の人々 (all others)」と憲法の「その他全ての人々 (all other persons)」は、両者ともに事実上「奴隷」を言い換えていた。しかし、それに留まらず、センサス法によって「16 歳以上の自由白人男性、家族の長を含む」「16 歳未満の自由白人男性」「自由白人女性、家族の長を含む」「その他全ての人々」「奴隷」の5つの項目が指定された⁸。このように細かく分類区分が設定されたのは何故か。憲法とは異なりセンサス法で「奴隷」の分類項目が生まれた理由は、ある意味で非常に単純なものであったと考えられる。それは、憲法上の「その他全ての人々」と曖昧なままでは調査は実施できず、その結果いかんで下院議員定数が決まる重要なセンサスの任務が達成できなかったからである。つまり、センサス実施上の必要性から、「その他全ての人々」ではなく「奴隷」が固有名詞として提示されたのである。これらの「16 歳以上の自由白人男性、家族の長を含む」「16 歳未満の自由白人男性」「自由白人女性、家族の長を含む」「その他全ての人々」「奴隷」の5つの区分のうち、「物と人との中間」とされ売買され搾取の対象となった「奴隷」こそが、社会の底辺に位置づけられたマイノリティであった。身分と「肌の色」によるヒエラルキー構造のなかで、「自由白人」が「奴隷」とは対照的な位置関係にあり、センサスでの初期設定では「奴隷」であるか否かを意識した境界線がまず引かれた所以もここにある。ただし奴隷は数的には決して少数派であったわけではなく（それゆえに恐怖の対象ともなったが）、むしろ数的にもマイノリティであったのは「その他全ての人々」であった。

そして冒頭に述べた通り、憲法の「奉公人を含む自由人」では、理論上「白人」のみならず「肌の色」が複数入り込む余地があったものが、センサス法では「自由白人男性・女性」へと「肌の色」が白人のみに限定される形で変化した。そのみならず、時の「肌の色」への関心の高さは、第一回センサス法中の「自由人のなかでの性別と肌の色とを区別」する、との文言として表出し、「その他全ての自由人」という項目すら設定されたのである。「その他全ての人々」に性・年齢別での調査が行われなかったのは、選挙や市民権、武器携行など

の権利を持つ人々として対象となったのが「16歳以上の自由白人男性」であったからであろう。一方で、「自由白人」のなかの奉公人という身分の差異は「白人」との「肌の色」の重みによってマイナー化したともいえる。事実、奉公人であるかどうかの追記は、「自由白人」の欄には一切みられなかったことから、この点の調査は行われなかったと考えられる。ただし、これらの分類項目が設定されたといっても、各分類項目の定義、なかんずく「白人」や「奴隷」以外を包含する分類「その他全ての自由人」についてセンサス実施の際に定義は示されなかった。よって、「自由白人」とは調査員にとって「白人とみえるひと」との印象に、そして「白人として通っているひと」との既知の事実依存していたといえよう。このあと1820年までセンサスが緩やかな体制で行われ、州（というよりも各調査員）が独自の調査票を使用することも許されていた。かくも緩やかな体制で行われたセンサスにおいて、法律上は「自由黒人」や「課税されるインディアン」が為政者の念頭にあっても、定義が示されたなかったために、実際に「その他全ての自由人」としてどのような人々が調査の対象となったのかは、個々の調査員の判断によるところが大きかった。

とはいえ、中條のようにセンサスの「その他全ての自由人」を憲法で言外に含まれる「課税されているインディアン」に対置することはできない⁹。また、アイラ・バーリンは著書中の「合衆国における自由黒人人口」の表のなかで、「その他全ての自由人」を「自由黒人」人口と読み替えているが、これも上記の理由—「その他全ての自由人」とは「自由黒人」や「課税されるインディアン」が入り込む項目—であったのであり、実際にそのようにセンサス調査が行われたので厳密には正しくない¹⁰。一方で、クララ・ロドリゲスは1790年のニューヨーク市では「その他全ての自由人」は主に「自由黒人」を指していたとしつつも、「その他全ての自由人」に「アジア系やアラブ系の人々」が含まれた可能性に言及している。「アラブ系」がもし「ムーア」と呼ばれたムスリムを指していたならば可能性はあるが、「アジア系」については1790年の移住実態を考えるならば可能性は非常に低いであろう¹¹。後述するように「その他全ての自由人」が「課税されているインディアン」を主に指した地域もあった。したがって「その他全ての自由人」とは、「自由黒人」を中心とし、地域によっては「課税されているインディアン」をも対象としていたというのが、正しい理解といえるだろう

う。

ところでヒギンボーサムやバーリンは、ヴァージニアを初めとする南部において、皮肉にも「財産」であった奴隷よりも「自由黒人」の方が、奴隷に自由を志向させたり、白人支配に対抗したり、白人女性に危害を加えるとされ、様々な形で危険視され厳しい措置が行われることもあったことに言及している¹²。また、『オリエンタルズ』のなかでロバート・G. リーは、カリフォルニアで中国人を汚染源とみる背景には、白人であるべき「開拓民」に、中国人が含まれるということ自体が「ありえない例外」、「変則」とされた点を指摘した。そのうえでこうした「変則」へのまなざしの前史が、19世紀初頭のニューイングランドで黒人の「自由人」に対してみられ、^{ブラックネス}黒人性に対する否定的な意味が白人の間で拡大されたことに言及している¹³。このように「自由黒人」を「変則」、「危険」な存在とするまなざしは、植民地時代から続く人種奴隷制をめぐる論争が5分の3条項という妥協を生み出した合衆国センサスにおいて、調査の実態にどのような形で表れたのだろうか。包括的なカテゴリー「その他全ての自由人」のなかの「自由黒人」と「インディアン」等で違いとしてみられたのだろうか。本稿では、定義が示されないなかでの「その他全ての自由人」の人々について、以下の点に焦点を当てて検証していく。①世帯の形態：「その他全ての自由人」のみの世帯か白人と同じ世帯か、奴隷と混住か、②名前の記載：フルネームか否か、ニグロが名前に含まれるか、含まれる場合それは例えば「ジョン・ニグロ」なのかそれとも「自由なニグロのジョン」等、異なる記載なのか。地域別にはまず、史料操作の検証も兼ねてニューヨークの事例に触れる。北部では奴隷数がゼロであり全米でもっともシステムチックにセンサスを行なったマサチューセッツ州に加えて、「その他全ての自由人」の比率が高くキーワード「インディアン」で最もヒット数の多いロード・アイランド州を取り上げる。高南部（チェサピーク湾岸地域）では、1790年センサスの調査票が欠落しているヴァージニア州に次いで「その他全ての自由人」の数が多く、比率としては全米で最も高いメリーランド州、ロウカントリー地域（低南部）ではサウス・カロライナ州を取り上げる。北部はマサチューセッツ州、南部ではメリーランド州とサウス・カロライナ州を検証の中心としつつ、調査実態と記載の全体像と地域間の異同について明らかにしていく。

1 1790年第一回センサス

1790年第一回センサスは、建国13州に加えて、ケンタッキー、メイン、ヴァーモントの各ディストリクトと南西テリトリー（後のテネシー州）を対象に行われた。南西テリトリーを除く全米の人口は389万人強であり人口構成は以下の通りである。

表1 1790年全米人口構成¹⁴

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む16歳以上の自由白人男性」	807,094	20.7
「16歳未満の自由白人男性」	791,850	20.3
「家族の長を含む自由白人女性」	1,541,263	39.6
「その他全ての自由人」	59,150	1.5
「奴隷」	694,280	17.8
総人口	3,893,637	100.0

州別にみると1790年当時最大の人口はヴァージニア州の747,610人であり、ペンシルバニア州の424,373名、ノース・カロライナ州の393,751名と続く。ヴァージニア州の人口のうち39%を占めたのが、全米最大数の奴隷292,627名であった。サウス・カロライナ州では人口中の43%が奴隷であり、ノース・カロライナ州の奴隷数100,572名も人口の4分の1程度を占めた。また、全米で奴隷は694,280名と17.8%を占めていた。しかし一方で、「その他全ての自由人」の数は全米でも6万人に満たず、全米人口の1.5%を占めるに過ぎなかった。州別の数でみると「その他全ての自由人」はヴァージニア州で最も多く12,866名、メリーランド州に8,043名、ペンシルバニア州に6,537名、マサチューセッツ州に5,463名である。ただし各州の人口比でみると、上位はデラウェア州6.6%（総人口59,094名中3,899名）とロード・アイランド州（総人口68,825名中3,407名）4.95%で、いずれも北部の州であった。全米3位のメリーランド州の2.5%が、唯一南部では2%を超える比率を示した。このような全体像から、1790年センサスの分類である「16歳以上の自由白人男性、家族の長を含む」「16歳未満の自由白人男性」「自由白人女性、家族の長を含む」「その他全ての自由人」「奴隷」の5つの区分のうち、人種・身分のヒエラルキーで底辺に位置づけられるマイノリティであった

「奴隷」は、数的には決して少数派であったわけではなかったこと、むしろ数的な面でマイノリティであったのは「その他全ての人々」であったことが分かる。

全米及び各州の人口統計は刊行された 1790 年連邦センサスの公式レポートから確認できるが、「その他全ての自由人」と記載された人々の「肌の色」にかんする手がかりや記載の実態は、調査票を史料としないかぎり明らかにはならない。ただし全ての州の調査票が現存するわけではなく、1812 年の米英戦争時のイギリス軍攻撃による首都炎上のため、デラウェア州、ジョージア州、ニュージャージー州、ヴァージニア州の調査票は消失したといわれている。現存するのは、コネティカット州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ニューヨーク州、ノース・カロライナ州、サウス・カロライナ州、ペンシルバニア州、ロード・アイランド州、ヴァーモント州の 10 州分であるが、そのなかにも欠落が含まれており、欠落の全体像は最大で 3 分の 1 程度といわれている。このような欠落があっても、各州で異なる調査実態とアシスタント・マーシャルの「その他全ての自由人」へのまなざしや、現地での調査員と住人のやり取りの一端が、調査票を通じて浮かび上がる。また、調査票とともに、1908 年に出版された建国期の調査票記録のトランスクリプトも全体の傾向をつかむうえで有用である。議会で決定された 1790 年調査票書き起こしのプロジェクトは *Heads of Families at the First Census of the United States in the year 1790* として 1908 年に刊行され、イギリス軍の攻撃による消失を免れた上記 10 州の 1790 年センサス調査票に加えて、ヴァージニア州についてのみ 1782 年から 85 年までの州センサスの記録を再掲した。各州共通のイントロダクションに書かれているように、このプロジェクトは 1907 年会計年度の予算でセンサス局局长に 1790 年のセンサスの家族の長の名前を永久版として出版することを指示した。

初回センサスの調査票には、憲法を作成した人々というよりも、戦争と平和に対する行いによって憲法が成立し、その知性と自己抑制が憲法の運用を成功たらしめた一般の市民が掲載されている¹⁵。

独立と国家建設に重要な役割を果たした「一般の市民」を調べるプロジェクトのなかでも、ヴァージニア州センサスの家族の長名が調査されたのは、第5代までの大統領のうち4人を輩出した「大統領の母」なる州であるのはもちろんのこと、「革命家の母」つまり、「独立革命を可能ならしめた一般市民の名前を調査する」目的にとって、同州を外すことが出来ないとみなされたからだろう。独立革命に遡るナショナリズムに呼応したこのプロジェクトの背景には「愛国団体や血統に興味をもつ人びとからの再三の要求と合衆国初期の歴史を研究することが欲せられることに対応する形で」¹⁶始まった、との言及があるように、1907年から10年まで活動した、ヴァーモント州選出のウィリアムP. ディリンガムを委員長とした合衆国移民委員会（United States Immigration Commission: 通称ディリンガム委員会）があった。1790年のセンサス調査票上の名前から「独立革命を可能ならしめた一般市民」がイギリス系で占められると明らかになれば、南東欧からの移民制限の正当化に有利に働くと考えられたからである。こうした背景で発表された *Heads of Families at the First Census of the United States in the year 1790* は、続けて1909年刊行の *A Century of Population Growth* の原型になった¹⁷。

当時の移民制限と出身国割り当て制に至るプロセスを念頭に置きつつも、史料としてのトランスクリプトは名前別のインデックスやアシスタント・マーシャルの名前が全て掲載されているため、手書きの調査票を補完できる点で有効といえる¹⁸。ただし、1909年に発表されたトランスクリプトには原史料である調査票とは姓名が逆に書かれていたり、カッコが省略されたり、誤読があったりと、参考にする限りにおいては有効であるが、そのみに依存することはできない。また、次節で詳述するように誰の名前が書かれたのかという点では、白人と同居の場合「自由黒人」は家族の長にはならず、白人が世帯主となっており、そうした慣行自体が「自由黒人」のマイノリティ性を示唆する。また、名前が分かる「その他全ての自由人」単独の世帯の場合、姓なのか名なのかの違いはあるものの、「ニグロ」が名前の一部として書かれている事例が州横断的にみられた。そこで、1790年時点のマイノリティを「肌の色」の分類名として考えられる「ニグロ」「ブラック」「インディアン」でデータベースを検索してみたところ、「ニグロ」=姓でのヒット数は181件、「ニグロ」=キーワードで

は478件がヒットした。「ニグロ」=キーワードでの州別数ではメリーランド州が最大で225件抽出された。「ニグロ」が名前に含まれた事例は、メリーランド州、コネティカット州、ペンシルバニア州、マサチューセッツ州、ニューヨーク州、ロード・アイランド州、ノース・カロライナ州、サウス・カロライナ州の8州における調査実態であった。数が最も多いのはメリーランド州で、ロード・アイランド州、コネティカット州と続いた。また、キーワードに「インディアン」で検索したところ35件、姓では15件ヒットした。キーワードに「インディアン」の検索でヒットした姓名に「インディアン」が含まれている36件のうち、ロード・アイランド州が34件を占めた。これは調査票の検索数のみでの比較であるが、少なくとも「ニグロ」が何らかの形で名前に残っている傾向がどの州でみられたかは指摘出来る。

2 地域別・州別の検証

2-1 ニューヨーク州

本節では先行研究検証を兼ねて、1908年のトランスクリプトを史料とする研究の一例であり、かつ、「その他全ての自由人」の名前について言及するクララ・ロドリゲスの分析をみてみよう。ロドリゲスは著書の補遺のなかで、1790年に行われた第一回センサスのニューヨークの世帯の形態と名前の記載について触れて、ニューヨーク市のモンゴメリー区では、「その他全ての自由人」の過半数以上(55.6%)が苗字を持つ世帯に住んでいたこと、しかし一方では、44.4%の苗字が省略されていたことを指摘した¹⁹。ただしロドリゲスは44.4%の「その他全ての自由人」の苗字が省略された背景についての詳細な議論は行なっていない。また苗字を持つ世帯には白人や奴隷が含まれていたと言及しているが、そうした「白人」や「奴隷」との混合する世帯と「その他全ての自由人」単独の世帯とがそれぞれどの程度占めたのかについて明らかにはしていない。史料として調査票を画像の形で提示しているのも、トランスクリプトの方であって、調査票を史料とした形跡はない²⁰。

筆者が各州の膨大な調査票を検証したところ、「16歳以上の自由白人男性で家族の長を含む」、「16歳未満の自由白人男性」、「自由白人女性で家族の長を含む」、「その他全ての自由人」、「奴隷」の全てが構成員として含まれる世帯は地域によって異なる傾向はあるも

の、ニューヨーク市に限らず全米各地にみられた。重要なのは、全米にみられた身分と「肌の色」の混在する世帯の場合、苗字は「16歳以上の自由白人男性で家族の長を含む」や「自由白人女性」のものが書かれており、「その他全ての自由人」のものではない、という点である²¹。よって、1790年のニューヨーク市のモンゴメリー区で「その他全ての自由人」の55.6%が苗字を持つ世帯に住んでいたといっても、それが彼ら自身の苗字であったとは限らない。苗字を持つ世帯では、自由白人男性・女性の家族の長と同居の場合と、「その他全ての自由人」単独であるかを見分けられない限り、苗字の有無と、名前の書かれ方の傾向を読みこむ意味はないのである。

そのような問題点を指摘したうえで、ニューヨークのモンゴメリー地区の調査票を検証してみたところ、明らかになった点は以下の通りである。まず、「その他全ての自由人」単独が63件の一方で、白人と「その他全ての自由人」との同居が52件であり、単独がやや多かった。単独の場合、63件中4件を除いて全て複数名で世帯が構成されており、家族で住んでいたことが示唆される。ただし、同居のなかに白人・「その他全ての自由人」・奴隷の組み合わせを足すと64件となり、全体数が127件のうち、単独63件(49.6%)と同居64件(50.4%)とで拮抗する²²。また、ニューヨーク市モンゴメリー区では南部にみられたような「その他全ての自由人」と奴隷だけで構成される世帯は全くみられなかった。また先に触れたように、白人と「その他全ての自由人」との同居が52件、白人・「その他全ての自由人」・「奴隷」の同居が12件であったのに対して、白人と奴隷の同居が194件みられた。1790年当時ニューヨーク州では奴隷制度は廃止されていなかったため、白人と「その他全ての自由人」よりも白人と奴隷の同居のほうが圧倒的に多くみられたパターンであることが分かる。

次に、名前の記載については巻末の表4にあるように、「その他全ての自由人」単独の世帯のなかで、何らかの名前の記載があったものが59件であった。苗字が省略されてファーストネームのみが書かれていた17件は、該当地区の調査票全15頁中、11頁から15頁に集中してみられた。つまり「その他全ての自由人」のうち苗字が省略されていたのは59件のうち17件で、割合としては28.8%である。筆跡からは後半で調査員が変わったとはみられず、後半になって記載を簡略化した可能性も高い。要するに職務が雑になったということ

あるが、他が省略されないなかで省略できる、と判断されたのが「その他全ての自由人」の苗字であったことが示唆的である。ところで、革命期の北部における解放奴隷の名前についてはアイラ・バーリンが以下のように述べている。

解放奴隷は奴隷所有者によって与えられた嘲りに満ちた名前を捨て、聖書に出てくるような名前やアングロ系に一般的な名前を名乗った。・・・解放奴隷は、シーザー、ポンペイ、チャリティ、フォーチュン、カフィ、フィッピという名前を捨て、ジム、ベット、ジョー、サラ、ウィリアム、レベッカという名前を名乗った。さらに、たいていの解放奴隷は、自由を獲得したことで抱いた自尊心を強調するかのように、通称めいた名前を正式な名前に変えた。つまり、ジムはジェームズに、ベットはエリザベスになったのである²³。

1790年のニューヨークモンゴメリーの場合、フルネームのなかに「ニグロ」や「ムラトリー」などが含まれたり、追記されたりした事例はひとつもなかった。ただし「シーザー」や「カトリー」などの古代の皇帝や偉人の名前が含まれている事例は散見された²⁴。ロドリゲスがいう、苗字を持っている世帯に住んでいたというのは、単独、白人と同居のどちらでもあり得るため、その苗字が「自由黒人」のものであるとの結論を導くのは間違いである。オリジナルの調査票を全てみたうえで、単独の世帯のみに焦点を当てることではじめて、おそらく大多数が「自由黒人」である人々の名前の記載が分かるからである。こうした検証は、センサスの史料（しかも後年のトランスクリプト）を、調査の慣行とは無関係に一部だけ抽出して分析を行うという意味で、方法論的課題を提示する先行研究といえる。「その他全ての自由人」を対象とした苗字の記載有無などの記録の実態については、「その他全ての自由人」単独の世帯に限って見ていくことが重要な所以である。

2-2 マサチューセッツ州

独立革命に際して北部では、奴隷を解放したり自由の購入を認めたりする動きがさかんに

なった。それは、北部の奴隷所有者の多くが「全ての人間は生まれながらにして平等である」との独立宣言の精神に呼応、譲歩する形で行われた。独立革命後の北部における黒人の移住は、農村部から都市部に向かっていたことが最大の特徴であり、それゆえに、北部の「自由黒人」は1770年には数100人ほどの小さな集団でしかなかったが、1810年にはおよそ5万人まで膨れ上がったという。このように都市部での黒人人口の増加が顕著なものとなったことを念頭に置きながら、マサチューセッツ州での「その他全ての自由人」の調査記録をみていきたい²⁵。

マサチューセッツ州の1790年時点の州内の全人口は巻末の表5に書かれた通りである。なかでも1790年当時「その他全ての自由人」の割合が圧倒的に大きかったのは、308名中174名を数えたバーンズテーブル郡マーシュピー・プランテーション (Marshpee plantation, Barnstable) の56.5%であった。その次がボストンであり、18,038名中761名(4.2%)であった。その後は、エセックス郡セイラムの7,921名中260名(3.2%)、プリマス郡ブリッジウオーターの4,975名中129名(2.6%)と続く²⁶。マサチューセッツ州のみ、調査を行ったアシスタント・マーシャルの人物名が第一回センサス・レポートの中で公表されている。他州は、センサス調査票の手書きの記録から名前を把握しなければならないので、マサチューセッツは情報が得やすい印象である。そこから、プリマス郡は現地在住のジョシュア・トーマス (Hon. Joshua Thomas) が調査をしていたことが分かる。ジョシュア・トーマスは1751年生まれでこのあと1792年から亡くなるまで遺言検認裁判所の判事を務めた。バーンズテーブル郡、デュークス郡、ナンタケット郡は、ジョセフ・トーマス (Capt. Joseph Thomas) が担当した。

まず、ジョシュア・トーマスによるプリマス郡からみるとプリマスの1頁目に各タウンシップ人口一覧表があり、項目別の人口構成比が調査票の記載からも分かる。同郡ブリッジウオーターの記録では「その他全ての自由人」だけで構成される世帯のみ、最後の頁にまとめて記載がされていた。全て2人から8人まで複数人の世帯(世帯人数の平均は4.3名)で、おそらくは家族であろう。このうち「トビー・トーベット(Toby Torbet)」のみ、独立革命の新兵採用文書に掲載された名前と一致した²⁷。ブリッジウオーターでは、「その他全ての自由

人」単独は17世帯であったのに対し、白人と同居が44世帯で白人と同居の世帯が優勢であった。白人と同居の場合には1人が多く、2人以上は6世帯にみられた²⁸。おそらくは1人が使用人として同居していたのであろう。ロチェスターには「ニグロ」とだけ書かれた単独の「その他全ての自由人」18名の記載もみられた²⁹。しかしプリマスでは、最後の頁に線が引かれて別枠の形で3名の「その他全ての自由人」の記録が残されている³⁰。このなかで「ケイトー・ハウ (Cato Howe)」は独立革命で従軍した功績で自由の身分となりプリマスの外れの場所に土地 (パーティング・ウェイ) を与えられた後に、元奴隷「プリンス・グッドウィン(Prince Goodwin)」など3名をこの土地に招いた人物であった³¹。

資料1 1790年「自由黒人」居住地「パーティング・ウェイ」跡地



※現在は説明の展示とともに跡地が保存されている。2016年8月22日筆者撮影

調査票に家族の長として記録があるのは3名であるが、中でも興味深いのはグッドウィンが、調査員トーマス自身が父から引き継いだ奴隷であったという事実である。彼は正式に除隊しなかったため軍人恩給を受取ることが出来ずそれが理由かどうかは不明だが、トーマス

家に仕え続けたという³²。よって、ジョシュア・トーマスは、調査対象に自らの奉公人が含まれたため、他地域のように一括せず詳細な情報を記載した／残したのではないだろうか。これは、マーシャルのアシスタントが土地の事情が分かっていたことに加えて、個人的なつながりも、記録のありかたに影響を与えた可能性を示唆する事例かと思われる。

次に、ジョセフ・トーマスが調査したバーンズテーブル郡、ナンタケットとデュークス両郡について。「その他全ての自由人」が全人口中 308 名中 174 名を数えたバーンズテーブル郡マーシュピー・プランテーションは、該当地区の調査票が欠落しており実際の記載を通じて検証することは出来ない。1766 年からセンサス直前の 1788 年までアングロ・アメリカ（植民地・アメリカ政府）側はこの地を「プランテーション」と呼び一定の自治をみとめていたことから「その他全ての自由人」の多くはマーシュピー族（マーシュピー・ワンパノアグ族）であったと考えられる。ここでマーシュピー族に限らず、先住民の「混血」ないし異人種間関係については広く知られており先行研究も厚いテーマである³³。ダニエル・マンデルは、独立革命後にマサチューセッツ州の先住民と黒人との結婚が顕著になったと指摘しているが、それは 1781 年に、牧師による白人と「ニグロ、インディアン、ムラトール」との結婚の儀取り行いの禁止に関係していた³⁴。一方で、白人以外の「ニグロ」と「インディアン」との結婚はマサチューセッツ州では合法であり続けた。筆者が確認した史料のデュークス郡マーサズ・ヴィニヤード島ゲイ・ヘッドの 1792 年センサスにも「明らかなインディアンは非常に少なく・・・非常に高い割合での混血」と書かれ、下記のように細かい記録がなされていた。先住民で牧師であったモーゼス・ハウスウィー（Moses howwoswee）が提供したとされるレポートを、マンデルは先住民側からの「インディアン」の「純血性」を訴えるためのものと位置づけている。確かに「ペロ・ピーターズ（Pero Peters）が完全なニグロで、ゲイ・ヘッドにはひとりしかニグロは住んでいない」³⁵と最後の頁に書かれ、その世帯人数は 3 名であった。こうした「明らかなニグロ」が一人のみであるといった「ニグロ」と「インディアン」との差異化はみられるものの、実際に強調されているのはむしろ「混血」の多さとその度合いである。

インディアン、ニグロ、ホワイトがそれぞれいるほか、半分がインディアンとニグロ、あるものはニグロとホワイトが半分づつ、4分の1がニグロないしホワイトでそれは8分の1、16分の1まで遡り、明らかなニグロは我々のなかにはひとりだけだ・・・と語った³⁶。

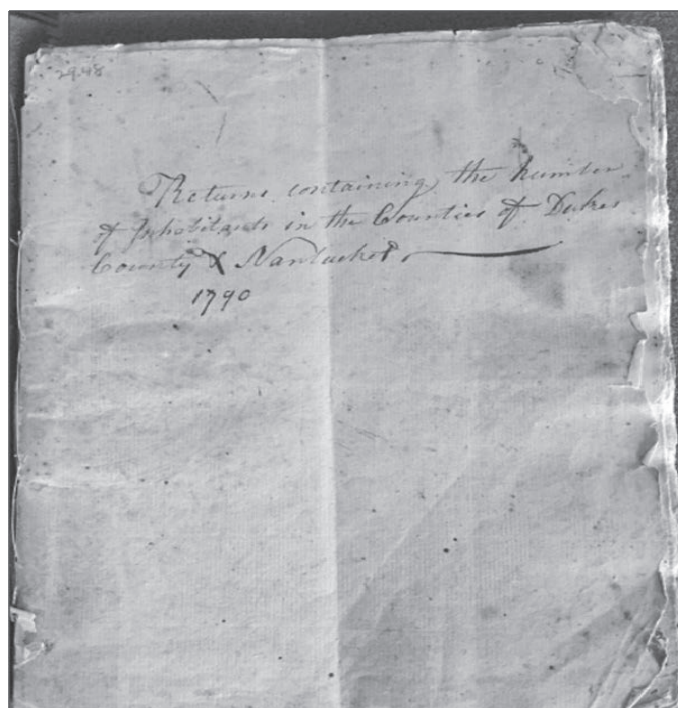
また、レポートには全部で99世帯があるなか「混血」の度合いの記載がない44世帯が「純血」のインディアンのものと推測される。全体としては上記の引用箇所のように、16分の1まで遡る「混血」への程度を宣教師側に「語った」という記述のほうが注目に値するであろう。「インディアン」の「混血」に対する宣教師の調査はこの後1800年にもマーシュピー族に対しても行われた。こうした調査は、宣教師ないし広くはマサチューセッツ州側の要請によるものであり、ナンシー・シューメーカーがいうように、「人種」集団の「混血」への注視と監視としての位置づけが妥当のように思われる³⁷。また、「インディアン」に対する統計調査（「インディアン・センサス」）はしばしば行われていたが、「インディアン」が「混血」か、「純血」の「最後のインディアン」なのか、を見定めるようとするアングロ・アメリカの姿勢は偏見に満ちていたことは言うまでもないであろう。マサチューセッツは独立前から統計にかんして先進的で熱心な州であり、1790年連邦センサスでは「その他全ての自由人」として「インディアン」の詳細について調査項目がなかったため、このような「インディアン・センサス」が結果的に連邦センサスを補完する役割を担ったといえる。

このほかバーンズテーブル郡では、サンドイッチで「ニグロ・ムラトー」が最後に「その他の自由人」の項目でまとめて10名が記載されていたほかは全て各世帯に含まれていた³⁸。ファルマスも同様に「ニグロ・ムラトー」が最後にまとめて記載されており、単独で名前のある「その他の自由人」の世帯は確認出来なかった³⁹。バーンズテーブル郡で記載された名前のなかで「ニグロ」と書かれたものと「シーザー」などの過去の偉人の名前が1件づつで、他はイギリス系由来とみられる名前が記載されていた。

最後の頁に「マイノリティ」がまとまった記録は、ナンタケットとデュークスにもみられた。同じジョセフ・トーマスによる調査区であるので一貫した記録と位置づけていたところ、

筆者はナンタケットやデューク郡にかんしてのマサチューセッツセンサス結果の冊子を発見した。小さな（B5 サイズ）冊子に赤鉛筆と思われる線が引かれ記録が書き込まれて綴じられたもので、頁の記載はない⁴⁰。（資料 2-1、2-2 参照）。

資料 2-1 1790 年マサチューセッツ州 ナンタケット・デューク両郡センサス記録携帯版
(表紙)



この冊子が何なのかを紐解くには、第一回センサス法が参考になる。既述のように、同法でアシスタント・マーシャルは記録の複写を一部作成し、公共の目立つ場所において公衆のチェックを受け、その後マーシャルが事務局員を通じて地方裁判所で調査票を保管することが定められ、ジョージ・ワシントン大統領には各州の合計数が送られることになっていた⁴¹。ただし 1830 年になって 1790 年以降 1830 年までの調査票保管版もワシントン D.C. に送られることとなり、そこで 1790 年の調査票の欠落が判明したのだった。1790 年センサスの項目欄がマサチューセッツのみ州で統一されそれが保管版となっているため、今回の記録冊子との差異を判別することができた。よって、筆者が発見した小さな冊子体は、マサチューセッ

ツ州の保管版ではなく訪問時に調査員が携帯し、取った後にはおそらく各人が保管していた貴重な携帯版のオリジナル版であるのは間違いないだろう。

資料 2-2 1790 年マサチューセッツ州 ナンタケット・デューク両郡センサス記録携帯版
(該当部分)

David Coleman	1	1	
John Black	1	2	
John Brown	1	2	
David Gardner	1	1	3
Auth. Lelder			2
A 1 10			
<u>Blacks.</u>			
Seneca Boston	2	3	2
Cuff Fortune	3		3
John Harris	1	1	2
Joby Simons	2		1
Spice Boston	3		5
Wm Longrey	1	2	2
Robin Brock	1		
Jeffrey Summen	1	1	
Prince Lyman	1		1
Dempy Aailer	1		3
Cato Barlow	1		4
Thos Gardner	1		1
Burj Hambley	1	1	2

「ブラック」の部分を拡大したもの

何よりも興味深いのは、この携帯版では、ナンタケットの最後の頁に「ブラック」と別記された後、18世帯の名前等が他の世帯同様に記載されていた点である。名前は「カフ・フォーチュン (Cuff Fortune)」、「カトー・バーロウ (Cato Barlow)」などであった。「その他全ての自由人」の欄に記載されておらず、「ブラック」と別記してその下に黒人のみの世帯を書くことで、白人の場合と同様に性別と年齢が分かるように意図したのだろう。つまり通常

(ないし保管版)の「その他全ての自由人」の記録よりもむしろ細かな情報が分かる結果となっている。世帯の構成員をみると単身は一件のみである。ナンタケットでは18世帯中、16歳以上の男性が24名、16歳未満の男性が13名、女性が39名であった。ただし、これは計算ミスで女性40名と思われる。いずれにせよ、捕鯨港を有したナンタケットという土地柄から、先住民男性は若いうちから船乗りとして働き始め、結果難破などで男女比の不均衡を生んでいたというが、「ブラック」にはそのようないびつな男女比の不均衡はみられなかった⁴²。

これらの18世帯がプリマスのように町外れにまとまって住んでいたのか、黒人をまとめるために最後の頁に掲載されたのかは現時点では分からない。該当の町、シェバーン(Sheburn)の最初の人物と世帯人数と保管版を照合すると、保管版では最後の頁に「ニグロとムラトー」でまとめて76名と書かれている。掲載されている名前も世帯の合計人数も合致するため、携帯版では名前も詳細に書いていたにもかかわらず、保管版ではそれを一括していたのである。センサス法で150名につき一ドルを支給すると定められており、詳細な記録の有無にかかわらず76名分の支払いが確保出来たであろうから、どちらを提出したのかは不明である。少なくともジョセフ・トーマス担当の郡において、保管版で「ニグロとムラトー」とまとまっていたとしても、全て最初からそのように記録していたとはいえないことが判明した。また、オリジナル版での「ブラック」が総称で保管版の「ニグロとムラトー」が個別の名称であることもわかった。ここでおそらくは「ムラトー」には「インディアン」も含まれていたと考えられるが、「インディアン」との呼称は使われていない。後述するロード・アイランド州とは「インディアン」の使用の有無が対照的である。

次にボストンをみてみよう。巻末の表6にあるように、ボストンには761名の「その他全ての自由人」がおり、総人口18,038名中4.2%を占めた。1790年のボストンの調査票の最初の頁に「その他全ての自由人」7名が白人と同居する世帯で最初に出てくるのは、第二次大陸会議および連合会議の議長を務め、マサチューセッツ州の初代、第3代知事となったジョン・ハンコックである。センサスが行われた1790年には第3代の知事在任中であつた。ハンコックの下には、当時副知事であつたサミュエル・アダムズや前知事ジェームズ・ボード

ウィン、ジョン・スカラリーといずれもマサチューセッツの政治家・指導者が続き、偶然ボストン調査票の最初の頁にこれだけの同姓同名が続いたとは考えられず、知事から記録を始めたと考えるのが自然である(資料3)。ハンコック家の構成は、白人男性16歳以上が2名、白人女性が3名、「その他全ての自由人」7名の合計12名であった。ハンコック家に同居していた「その他全ての自由人」の数は、ボストンでもっとも多いものであった。マサチューセッツ州では1781年の判決で、後に合衆国最高裁判事となるウィリアム・クッシング州首席判事が、奴隷制は1779年の州憲法に違反すると述べ、奴隷制が事実上消滅していた。よって、元奴隷は自由の身になったとしても、多くが奉公人の立場で元主人につかえていた。ジョン・ハンコックはおじからついで海運や造船業でニューイングランド有数の資産家であったことが、おそらくは使用人であった「その他全ての自由人」の7名という数からも窺い知ることができる。

資料3 1790年センサス マサチューセッツ州ボストン調査票

Names of Heads of Families.	Free white Males of 16 years old, and upward.	Free white Males, under 16 years.	Free white Females.	Member Free Profans.
John Hancock	2	"	3	4
Samuel Adams	1	1	3	"
James Peruvian	2	1	5	"
John Scollay	1	"	3	"

(Source: Population schedule of the U.S. Federal Census, Boston, Suffolk, Massachusetts, 1790, p.1)

※ 一人目にジョン・ハンコック、次にサミュエル・アダムズらの名前が見える。

ボストンの調査を行ったのは当時副マーシャルに任命されたばかりのサミュエル・ブラッドフォード(Samuel Bradford)であった。「人格高潔、高い能力」との誉れゆえに後にマーシャルとなる人物がセンサス調査を担当したことが分かる⁴³。そのブラッドフォードによる州知事と副知事への記録で始まるボストンの調査票は合計 28 頁あり、そのなかの「その他全ての自由人」だけで構成される世帯の名前の欄に「ニグロ (Negroes)」や「ニグロやムラトリー (Negroes and Mulattoes)」等と書かれたものが、3 頁から 10 頁にかけての調査票に散見され合計で 96 名となった⁴⁴。「その他全ての自由人」のなかはむろんのこと、全ての名前の記載欄をみていっても、「ニグロ」や「ムラトリー」のみが集団名で省略された形で名前が記載されていた。「ニグロ」や「ムラトリー」といった集団名がついた「その他自由人の数」の世帯人数は 10 人前後で、一世帯あたりの「その他自由人」の数はボストンで最も大きかった。プリマスにみられたように、固まって住んでいたり把握が難しかったりしたため、結果的にずさんな調査になったのかもしれない。ただ、そうしたケースよりも「ジェームズ・キャンベル」⁴⁵、「タディー・ボストン (Taddy Boston)」、「ハンター・プリンス (Hunter Prince)」などの名前が書かれた「その他全ての自由人」の単独の世帯が数的には多かった。

ボストンの調査票でも「その他全ての自由人」の名前のなかには、「ハンニバル」、「シーザー」、「カトー」、「テイトス」など古代ローマの将軍や皇帝の名前や「プリンス」、差別的な意味をもった「カフィ」などの姓も散見された⁴⁶。「ハンニバル」や「アレン」など、姓のみが書かれたケースもあった。また、「ボストン」「ニューポート」「ポンペイ」などの地名がらみの姓も散見された。まとめると、名前の記載ではイギリス由来のフルネームか姓のみ、次に「シーザー」や「カフィ」、そして「ニグロ」や「ニグロとムラトリー」という集団名の 3 つのパターンがあったことが分かる。そのなかで少なくとも「シーザー」等までが自称の範囲であって、「ニグロ」などは自称ではなく調査員が省略した記載であったと考えられる。一方で、ボストンにおいてイギリス由来の姓を持つ「その他全ての自由人」は、多くが都市へ移住していたことから、バーリンが言う新たなフルネームを名乗るようになった「自由黒人」であった可能性が高い。また、「ニグロ」とつく名前表記はマサチューセッツ州の他の地域でもみられた⁴⁷。例えば、ハンプシャー郡のウエストフィールドには、「ア

ダム・ニグロ (Adam Negro)」のように「ニグロ」が含まれる名前の記載があったほか、同様な事例としてバークシャー郡のグレイトバリントンにも「フレッド・ニグロ (Fred Negro)」といった名前がみられた⁴⁸。しかし、マサチューセッツ全体で見た場合には「その他全ての自由人」の多くはフルネームが記載されていた。それらの中には「フリーマン」や偉人の名前も含まれるが、「ニグロ」「ムラトリー」が含まれる場合それは他称であった可能性が高いと思われる。ボストンを中心に、「自由黒人」に対してのみこうした集団名が名前に含まれていることが、彼らのマイノリティとしての位置づけを示唆するといえるだろう。

2-3 ロード・アイランド州

前述のように、ロード・アイランド州は「その他全ての自由人」の数が 3,407 名で、州全体の人口に占める割合としては全米でも 2 番目に高い比率を示した州である。また、奴隷の数がゼロであったマサチューセッツ州やメイン州とは異なり、州全体で 948 名の奴隷が記録されている (表 8 参照)⁴⁹。調査票でも「奴隷」の欄への記入が随所に確認された。「その他全ての自由人」については、キーワードを「インディアン」として検索すると、ロード・アイランド州に集中して抽出されたので「その他全ての自由人」には「インディアン」が多いと予測された。センサス・レポートによれば「インディアン」の多さは郡によって異なるが、やはりナラガンセット族の地として知られる海岸に沿ったワシントン郡の人口規模が大きく、サウス・キングストンが 473 名、チャールストンでは 406 名であった⁵⁰。

ロード・アイランド州全体としては、「その他全ての自由人」の欄の人々の姓名が省略されていなかった点と「ニグロ」や「インディアン」の追記があった点が特に目立った。例えば、ニューポート郡のティバートン(Tiverton)では、3 頁にまとまって「ニグロ」がみられ、「ジェレミア・ワントン (ニグロ) Jeremiah Wanton (Negro)」のように、姓名の後にカッコで「ニグロ」が追記されていた⁵¹。多くの「インディアン」の記録が残る、ワシントン郡のサウス・キングストンでも、例えば「ジャック・ワトソン」とのフルネームの後に、「ニグロ」と書かれている事例が圧倒的多数であった⁵²。同地区の先住民については、カッコの有無の別はあるが、フルネームの後に「インディアン」と追記されていた⁵³。こうしたフル

ネームの記入と「肌の色」の追記がなされた点は隣のマサチューセッツ州とは明らかに異なる慣行であり、「自由白人女性」の場合の「未亡人 (widow)」もこの州に特徴的であった。ちなみに「自由白人男性」の「やもめ (widower)」の記載は確認できなかった。既述のように、1790年の第一回センサス法でマーシャルの職務は「自由人のなかでの性別と肌の色を区別し、自由人男性の16歳以上と16歳未満とを区別する」⁵⁴ことと定められていたが、ロード・アイランド州では、この「自由人のなかで「性別と肌の色を区別する」⁵⁵という文言が、「ニグロ」や「インディアン」の追記の形で守られたのである。

この点に関連して、ジョアン・ポープ・メリッシュによる、植民地時代から建国期にナランガセット族が「ブラック」として位置づけられていくロード・アイランド州の「人種の土着性」をめぐる論考によれば、当時「ブラック」は身体的な特徴を表すように、そして「ニグロ」はアフリカ系の伝統が圧倒的で、現在／過去双方の奴隷の身分と深く結びつく場合の名称となっていたという。さらに1790年以降は「インディアン」に対しても否定的な意味合いがしばしば含意された「ブラック」の使用が流通していった⁵⁶。

1774年に行われたロード・アイランド州センサスでは「ホホワイト」、「インディアン」、「ブラック」の項目が設けられ、「インディアン」で188世帯が記録されていた⁵⁷。続く、1783年の州センサスでは「ムラトー」が追加されて4つの項目となった⁵⁸。しかし、1790年連邦センサスでは、既述のとおり、追記の形で特定される集団名は管見の限り「ニグロ」と「インディアン」であった。他方「ムラトー」は一切みられなかった。これは「その他全ての自由人」の「混血」についての記録がそれぞれの調査員ごとに「ムラトー」などの集団名を使ってセンサス上でみられた他州とは対照的である。しかも「その他全ての自由人」の数が多し、チャールストンとサウス・キングストンをとっても別の筆跡の複数の調査員による調査実態だった。

それでは追記がかかれていない少数の「その他全ての自由人」とはどのような人々だったのであろうか。例えば、ワシントン郡のサウス・キングストンでは「ディック・ガードナー」などの「その他全ての自由人」がそれにあたる⁵⁹。同姓同名で「インディアン」の追記ではなく、「ディック・ガードナー ニグロ」もみられた。メリッシュによれば「ガードナー」

はワシントン郡でナラガンセット族によくみられる姓であったという。筆者は現時点で「インディアン」の追記がない「ディック・ガードナー」は州センサスではみられた「ムラトリー」に象徴される先住民の「混血」であったのではないかと考えている。「インディアン」と「ニグロ」の二つの集団に明らかにみえる場合のみ、追記が書かれたのではないか。初回のセンサスから「肌の色」かんして質問はされずに調査員の見た目で判断されていたとみられる。その際の「自由白人」とは調査員にとって「白人として通る人」を意味し、「白人として通らない」場合には「その他全ての自由人」に含まれたのだった。調査員の極めて短時間のまなざしが「肌の色」欄の記載を決定していたことを考慮すると、「その他全ての自由人」のなかの区別を追記の形で行ったロード・アイランドでは、追記の「ニグロ」も「インディアン」にも「混血」が事実上含まれていたであろうが、「ニグロ」や「インディアン」の追記がない「その他全ての自由人」は、一瞥してどちらとも判断できなかった人々ではないだろうか。

次に、250名の「インディアン」がまとめて記録がされていたワシントン郡のチャールストンでの調査の実態をみていくこととする。チャールストンでは調査票データ59件のうち、白人と一緒に世帯が38(64.6%)で単独が21であった(35.6%)。

資料4 1790年センサス ロード・アイランド州ワシントン郡チャールストン調査票

George Clark	3	3	
Job Clark Jr			
Livy Greene widow			5
John Johnson Indian		2	
Phar Carey			
	267	220	611
			371
			12

(Source: Population schedule of the U.S. Federal Census, Charleston, Washington, Rhode Island, 1790, p.3)

※ 下から二番目に「インディアン」、そのうえには「未亡人(widow)」の追記もみられる。

合計数は407名であり、レポートの人数よりわずかに1名多かった。同郡の他地域と比べ

て単独の世帯が多いのが特徴的である。そして単独の場合、フルネームで名前が記載されているが、21件中5件以外は「インディアン」や「ニグロ」が追記されていた。(資料4)。「インディアン」が追記されているものが12件(20.3%)で、全体数は39名であった。単身者は2名のみで、それ以外は2人から8人までの家族を思わせる人数で構成されていた。「ニグロ」が追記されたのは5件で(8.5%)、世帯構成員は5名から10名で合計27名を数えた。

このほかこの地区には、「インディアン」と名前欄に書かれてその数が250名という箇所が見つかった。この250名がチャールストンの「その他全ての自由人」406名の数を大きく引き上げていた。しかも名前欄の上には以下のメモが書き込まれていた。

チャールストンのインディアン部族の長で、インディアン・カウンスルの長でもある、デービッド・シールターが3月にインディアン・カウンスルによって行われた予備調査(テスト)の結果、男性、女性、子ども [がいたこと] を私に報告した⁶⁰。

このようなメモから、「インディアン・カウンスル」による先住民に対する予備調査の結果を、初回の連邦センサスに反映させていたことが分かる。チャールストンで「リザーブ」が導入されたのが第一回センサスと同じ時期で、「インディアン・カウンスル」はアングロ・アメリカ的な土地の配分の申請先であった⁶¹。また、ナラガンセット族側でも一部にコミュニティの土地や資源、結婚相手をめぐる争いがあり黒人男性とネイティブ・アメリカン女性の異人種間結婚に対する批判が高まり、また、伝統的な部族の血統を重視する側と改革側の部族間対立も深まっていたという⁶²。連邦センサスに反映された250名の記録は権力を持つ白人側に「滅びゆく民族」ではないことを証明するための、「インディアン・カウンスル」としての自己申告という見方も出来るだろう。翻って1774年の州センサスでは、チャールストンに「インディアン」の独立した106世帯で494名が報告されていたが、その中には、黒人ないし黒人の血統が部分的に入る人々も含まれていた⁶³。494名から406名への1774年と1790年の数字の違いは、「インディアン」の境界線のありかた、そして誰が人口を数えて報告するのか、という当事者性と大きく連動しているように思われる。

一方ワシントン郡リッチモンドでは「その他全ての自由人」の全体の世帯数は 39 件、合計人数は 70 名と数は少ない。ただし、数が多かったチャールストンと対照的なのは、白人と一緒に世帯が圧倒的な多数で 36 件(92.3%)であり、「その他全ての自由人」だけで構成される世帯が 3 件(7.7%)のみであった点である。白人、「その他全ての自由人」、「奴隷」が全て同居する世帯も 3 件であった。各世帯に 1 名の「その他全ての自由人」が白人世帯に同居する事例が最も多く、1 世帯の最大数は 4 名であった。加えて 1 件のみ名前の後に、「未亡人」と書かれた白人女性の世帯主を含めた白人女性 4 名と、「その他全ての自由人」が 3 名同居する事例がみられた。また、単独の場合、世帯主の名前はフルネームで記載があり「ニグロ」や「インディアン」などの追記は見られなかった。いずれも 3 名から 5 名の家族を思わせる世帯構成人数であった⁶⁴。

以上のように、ロード・アイランド州ではフルネームを持っていたはずの「その他全ての自由人」の名前の省略にみられる差別的な姿勢はみられなかった。ただしフルネームと「ニグロ」や「インディアン」の追記は、センサス法を文字通り遵守する形での「肌の色」の区別の徹底と、この二つに「混血」を押し込んでそれ以外の分類を認めない厳格さとなって現れている。また、マサチューセッツ州は「インディアン・センサス」が独自に行われていた印象が強いが、ロード・アイランドでは連邦センサスに「インディアン・カウンスル」側の情報提供を盛り込んでいた、という違いが指摘できる。さらには、サウス・キングストンやチャールストンといった「その他全ての人々」の多いところとは対照的に、リッチモンドにおいては「インディアン」や「ニグロ」の追記がなかった。それが単独の世帯の数が少ないがゆえの追記のなさだとすると、詳細な情報の記載を通じた監視・管理の根拠が、単独で居住する人口規模に依存していた可能性を指摘できるだろう。

北部の最後に、ペンシルバニア州の事例について若干触れておこう。1790 年のセンサスでは「職業」は質問項目に含まれていなかった。これは、センサスに先立ち職業による区別や分断をヨーロッパの階級制と同一視した議論が通ったからである。よってセンサス法でも定められていないが、独自にフィラデルフィア市の調査員が職業についての調査を行ったことが分かる。フィラデルフィア市でも他州と同様に、「その他全ての自由人」が白人と同居の

場合には家族の長となる「白人男性」「白人女性」の職業が書かれていた。そこで「その他全ての自由人」単独の世帯の場合のみを対象として職業の記載をみてみると、フィラデルフィア市では、23人の職業欄の記載としては、「労働者」が4名、「ケーキ職人」が1名、記載なしが2名であった。それよりも多数を占めたのは16名分の「ニグロ」と職業欄に書かれた事例である⁶⁵。これは、調査員が何かを誤解した可能性が高い。というのも、「その他全ての自由人」と白人が同居する「ピーター・シャープ (Peter Sharp)」の世帯（「その他全ての自由人の人数」は4名）の職業欄にも「ニグロとホワイト(Nigroe & Whites)」の記載があるからである。一方で、サウスワークは「その他全ての自由人」も職業の記載が部分的に残っている。名前は「ジョン・ジョンソン (John Johnson)」や「アンドリュー・クーパー (Andw Cooper)」などと同様に、歴史上の偉人の名前がついている「シーザー・ゴッドフィ(Cesar Godfuy)」のような事例と、職業が苗字とも読める「ポンペイ・カーペンター (Pompey Carpenter)」などもみられた。いずれの人物も職業欄には全て「労働者」と書かれている。このような職業欄の記載は、後述するあったメリーランド州モンゴメリー郡で「自由なイエローとブラック」という「肌の色」を明示する項目をたてたように、初回のセンサスでは、各州の調査員が独自に項目を建てる事例があったことを示す好例といえる。

3 高南部（チェサピーク湾岸地域）・メリーランド州

1790年のメリーランド州の総人口はセンサス・レポートによれば319,728名で、「自由白人男性16歳以上」が55,915名、「自由白人男性16歳未満」が51,339名「自由白人女性」が10,1395名で、「その他全ての自由人」8,043名、「奴隷」が103,036名であった⁶⁶。メリーランドは南部の中でも最も「自由黒人」の比率の高い地域であったといわれている（表10参照）。

そのなかでも「自由黒人」の集落があったことで知られ、実数としても比率としても全米で最も集中していた、タルボット郡から見ていくこととしよう。奴隷の身から逃亡し奴隷解放運動の指導者の一人となったフレデリック・ダグラスが1818年に生まれたのがチェサピーク湾のボルティモアの対岸に位置する、ここタルボット郡であった。ダグラスはヒルズバ

ラ近くイーストンから約 12 マイル離れたタッカホウに生まれである⁶⁷。彼の自伝によれば、生まれた当時の名前はフレデリック・オーガスタス・ワシントン・ベイリー (Frederick Augustus Washington Bailey) であったが、一般に「フレデリック・ベイリーの名前で知られていた」という⁶⁸。2013 年 7 月 25 日付のボルティモア・サン紙によれば、近年ダグラスの生地からも程近いイーストンにて「自由黒人」の集落への考古学的調査が大規模に始まった⁶⁹。「ザ・ヒル」として知られるチェサピーク近辺で最大の「自由黒人」のコミュニティには、1790 年のセンサスによれば 410 名の「自由黒人」が数えられたと記事では紹介されている。確かに 1790 年センサス・レポートからメリーランド各郡の人口構成を見ても、タルボット郡は総人口 13,084 名中「自由白人 16 歳以上」が 1,938 名、「自由白人 16 歳未満」が 1,712 名、「自由白人女性」が 3,325 名、「その他全ての自由人」1,076 名、「奴隷」が 4,777 名で、「その他全ての自由人」1,076 名が占めた割合 8.2%は全米でも突出して高い (表 11 参照)。また実数で「その他全ての自由人」が 1,000 名を超えたのはメリーランド州でもタルボット郡のみである。白人以外の人口でみると、「奴隷」に対して「その他全ての自由人」が 18% であり、ボルティモア市の「奴隷」1,255 名に対する「その他全ての自由人」323 名の 20%に次いで高い地域であった⁷⁰。むろん後述するように、これは「自由黒人」のみならず「インディアン」を含めての規模であるが、当時のタルボット郡の総人口やボルティモア市の総人口 13,593 に鑑みても、タルボット郡の「その他全ての自由人」コミュニティの規模の大きさがうかがえる。

次にタルボット郡の調査票データを見ていきたい。この郡での「ニグロ」のスペルは“Negroe”と e が付く。タルボット郡の調査票には部分的な人口構成の記録が残されており、「自由白人 16 歳以上」が 624 名、「自由白人 16 歳未満」が 533 名、「自由白人女性」が 1,140 名、「その他全ての自由人」414 名、「奴隷」が 1,480 名で、やはり「その他全ての自由人」が高い地域であったことが分かる⁷¹。おそらく上述のボルティモア・サン紙が言及する 410 名超との数字はこの調査票の記述から割り出したのであろう。実際には調査票は部分的にしか残っていないので、「自由黒人」の集落の人口数はもっと大規模であったと考えられる。それではタルボット郡での記録から浮かび上がる「その他全ての自由人」への調査実態は如

何なるものだったのだろうか。

まずこの地区での世帯の状況に関しては「その他全ての自由人」が単独の世帯が白人と同居する世帯よりも多く、単独が 132 世帯、同居が 107 世帯であった。単独の世帯合計では「その他全ての自由人」が 548 名を数え、白人と同居する「その他全ての自由人」は 332 名であったので、「その他全ての自由人」単独の世帯の住人が多くみられたことが分かる。単独、白人と同居、それぞれの構成メンバー内容は多様で、多数の奴隷と「その他全ての自由人」1 人という構成パターンは多数を占めたわけではない。そのなかでもっとも奴隷の数が多い事例は、「ホリデイ・アン (Hollyday Ann)」との名前が書かれた家族の長に奴隷が 78 名、「その他全ての自由人」が 1 名、16 歳以上の白人男性 2 名、白人女性が 7 名という世帯であった⁷³。限られた情報ではあるが、多数の奴隷を所有する名前からすると女性の家族の長のもと、奴隷を監督する立場の「自由黒人」が一人雇われていたと考えられる。白人と同居する世帯で「その他全ての自由人」の数が最も多いのは 28 名だった。家族の長である「チェンバレン・トーマス (Chamberlain Thomas)」と書かれた白人男性 16 歳以上が 1 名、奴隷が一人であった⁷⁴。次に多いのは、「その他全ての自由人」が 18 名、奴隷が 1 名で、家族の長「グリーンツリー・マシュー (Greentree Matthew)」を含む白人男性 16 歳以上が 2 名、16 歳未満が 2 名、白人女性が 3 名である⁷⁵。いずれも奴隷が一人だけ含まれているのが興味深い。白人家族に、「その他全ての自由人」が 28 名、ないし 18 名という構成は、独立革命で解放された奴隷が家族の使用人として留まり、「その他全ての自由人」として記録された事例ではないかと思われる。タルボット郡でひとつだけ、「自由白人女性」が 2 名と「その他全ての自由人」が 1 名という世帯もあった。ジェームス・ヒューゴ・ジョンストンによれば、ヴァージニア州ナンスマンド郡において「自由黒人」の家族の長と白人の妻の 1830 年のセンサスの記録が複数確認されたという⁷⁶。ただし、項目が性別と年齢ごとで分かれていない 1790 年の時点に戻ると大胆な推測しかできなくなる。ここでのタルボット郡の事例では、家族の長の名前として記載されているのは「スザンナ・エッジジェル (Edgell Susanah)」との女性で、白人女性と「自由黒人」または、先住民の男性の間の実質的な家族であった可能性もあるだろう。その場合、白人女性のほうを家族の長として、家事手伝いとしての同居

を装ったのかもしれない。ただし、事例としては一つのみしか確認できなかった。メリーランド州は植民地時代の 1662 年という早い時期に異人種間結婚を禁止する法を成立させていた歴史的背景からみても、もし異人種間の実質的な家族であったとしても、彼らは例外的な存在でひっそりと暮らしていたであろう。センサス調査時に、なるべく家族であることが分からないように回答した可能性もあるのではないだろうか。

次に、「その他全ての自由人」の姓名の記載については、アルファベット順に姓名が記載され、合計 21 頁が 3 つに区切られている。「ベツツイ・ニグロ」（単独の世帯 4 名）、「ジャック・ニグロ」（単独の世帯 6 名）、「ヘンリー・ニグロ」のように「ニグロ」が姓として後に書かれるものが前半には散見された⁷⁶。しかし、中盤と後半では、「ニグロ・マリア」や「ニグロ・ジョージ」のように「ニグロ」がアルファベットの N の箇所にとまって書かれていた⁷⁷。これはとまって暮らしていたということの意味せず、保存版にオリジナル版を転記した際に、アルファベット順にした結果と考えられる。前半と中盤・後半では、姓・名の順番が逆になっている違いはあるが、いずれにせよ「ニグロ」は姓に該当していた。このタルボット郡でも「その他全ての自由人」に対してさまざまなフルネームの記載もあった。何らかの形で「ニグロ」が含まれた名前の総数は 90 件であった⁷⁸。ところがなかには、名前が「ショウ・マシュー (Shaw Matthew)」や「スミス・ポール (Smith Poll)」等と書かれた「その他全ての自由人」の記録も残っている。その数は 71 件で決して少数ではない。「その他全ての自由人」が合計 161 名なので、比率としては「ニグロ」がついた含まれた名前が 55.9%、含まれない名前が 44.1%であった。

「ニグロ」が含まれない名前の典型例である「ショウ・マシュー」は「その他全ての自由人」8 人の世帯であった⁷⁹。バーリンは、チェサピーク湾岸地域では「自由を獲得する黒人が多くなるにつれて、フライデーやチューズデーといった曜日にちなんだ名前や姿を消し、アングロ系に多くみられる名前が一般的になった」⁸⁰という。また、「北部の自由黒人に比べ、高南部の自由黒人には元主人の名字を名乗る傾向がきわめて顕著にみられた」が、「自らの自由を祝った黒人もきわめて多かったことが、当時の国勢調査員によって確認されている」⁸¹とも述べている。現時点で筆者は、「スミス・ポール」を初めとするフルネームがそろっ

て記載された「その他全ての自由人」が解放奴隷を多く含む、姓名の揃った（または揃って記入された）「自由黒人」の可能性が高いのではないかと考えているが、具体的に「インディアン」がどれだけ含まれていたか等は今後の検討課題である。ただ調査票から確かに言えるのは、タルボット郡においては、バーリンがいうような「フリーマン」「リバティ」等の「自由を祝うような名前」が現存する調査票についてはみられなかったこと、「ニグロ」が付随する名前のほうが多くみられたことである。本人は日ごろ「リバティ」などを名乗っていたのだとしたら、そうした名乗りよりもセンサス調査においては、調査員の側の名付けが優勢したことになる。

興味深いのは、「ニグロ・ローズ」との名前の「その他全ての自由人」と「奴隷」1名の2名の世帯や「ニグロ・マリア」と名前欄に書かれた「その他全ての自由人」の4名と「奴隷」1名といった異なる身分が混在する世帯である⁸²。「ニグロ」が姓に含まれ、かつ「マリア」や「ローズ」との名前から、「自由黒人」女性と奴隷によって構成される世帯があったことが分かる⁸³。上述の「スミス・ポール」もまた本人と「奴隷」4名によって構成される混住世帯であった⁸⁴。男性が「その他全ての自由人」の家族の長とは限らず、「スミス・ポール」と同じ頁に、「レイチェル・ティースルズ (Teesles)」と書かれた女性の家族の長を含む「その他全ての自由人」2名と奴隷1名で構成される世帯もあった。このほかにもフルネームが記載される「その他全ての自由人」と奴隷が混在するのは、「カーシー・ジョージ (Kersey George)」を家族の長とする「その他全ての自由人」3名と奴隷1名の世帯を含めて4世帯みられた⁸⁵。

高南部での「自由黒人」と奴隷からなる黒人世帯に関連してアイラ・バーリンは、「男であれ女であれ自由黒人の多くは奴隷と結婚し、奴隷とともに暮らし、働き、祈りを捧げた」⁸⁶と述べている。加えて1830年のセンサス調査票を史料とした先行研究によれば、1790年同様に「自由黒人」男性が妻や子供を「購入」したり、人道的見地から血縁ではない奴隷を複数同居させていたりといった事例が見られた。ただし、結婚前に奴隷の女性を「購入」して同居し、気に入らなければ売り飛ばすといった非人道的な事例も「自由黒人」と奴隷の同居世帯にはみられたとも紹介されている⁸⁷。1790年のセンサスでは「その他全ての自由人」と

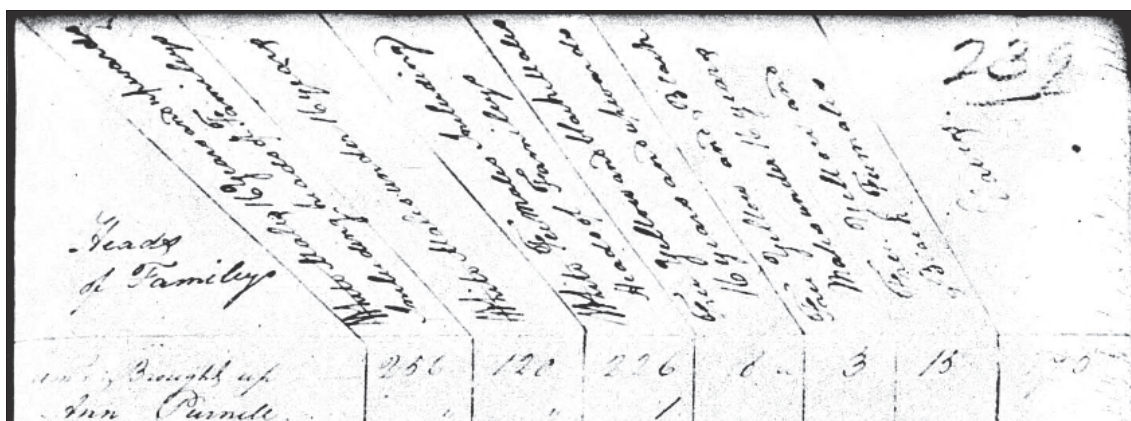
「奴隷」にかんして年齢・性別に分かれていないため、調査票からは断片的な情報しか分からない。個別の世帯構成の背景については別の史料をあたる必要がある。しかし「ニグロ・ローズ」や「ニグロ・マリア」は明らかに女性の名前であるので、「ニグロ・ローズ」の場合「その他全ての自由人」女性と奴隷の子供ないし夫、「ニグロ・マリア」の場合、家族の長である本人とおそらく子供3名の合計4名の「その他全ての自由人」である黒人（つまりは「自由黒人」）と「奴隷」1名が混在し同じ世帯—おそらくは家族—を形成していたのではないか。身分の混在については、フルネームの記載があった「スミス・ポール」と「奴隷」4名によって構成される世帯と「レイチェル・ティースルズ」と書かれた女性の家族の長を含む「その他全ての自由人」2名と奴隷1名で構成される世帯も同様である。1790年の高南部では「自由黒人と奴隷とが公的に区別されていたとはいえ、合衆国のほかの場所では類例がないほど両者の運命が分かちがたく結びついていた」⁸⁸ことが、「その他全ての自由人」と奴隷の混在する世帯を記録した「自由黒人」最大のコミュニティ、タルボット郡のセンサス調査票からも浮かび上がる。

次に、モンゴメリー郡について。同郡は現在シルバー・スプリングやベセスダがある、ワシントン D.C.中心部から程近い地域であるが、1790年センサスによれば、当時「奴隷」の割合が非常に高い郡であった⁸⁹。巻末の表12にあるように、センサス・レポートによればモンゴメリー郡には「自由白人男性で16歳以上」が3,284名、「自由白人男性で16歳未満」が2,746名、「自由白人女性」が5,649名、「その他全ての自由人」が294名、「奴隷」が6,030名、合計18,003名と公表されていた⁹⁰。「自由白人」が合計で64.9%、「奴隷」が33.5%であるのとは対照的に「その他全ての自由人」は1.6%であった。つまり、「奴隷」の割合はメリーランド州全体とほぼ同じだが、「その他全ての自由人」は州全体の値2.5%よりも若干低かったことになる。

ここからモンゴメリー郡で現存する調査票のうち、明らかに筆跡の異なる2地区の調査票を検証していく。地区の名前は双方ともに不明で、以下地区A、地区Bとする。まず、両地区で「その他全ての自由人」に対する調査で興味深いのは、「その他全ての自由人」との項目名を使用しておらず、「自由なイエローとブラック」（強調は筆者）の男女に、そして男

性の場合のみ「16歳以上」、「16歳未満」という年齢によって分けて調査していた点である。他の地域とは異なり「その他全ての自由人」にも男性には16歳以上の調査を行い、正規の項目名「その他全ての自由人」を使用せずに「自由なイエローとブラック」との「肌の色」を明示化した独自の項目を使用していたのである。(資料5 参照)。

資料5 1790年センサス メリーランド州モンゴメリー郡調査票



(Source: Population schedule of the U.S. Federal Census, Not Stated, Montgomery, Maryland, 1790, p.5)

※ 右端が「奴隷」で、その左側3つが「自由なイエローとブラック」の年齢別の分類項目である。

白人男性のみ年齢が分かれたのは、潜在的な選挙人と兵力をはかるためだったが、メリーランド州モンゴメリー郡の調査員はそれを独自に解釈し、「その他全ての自由人」の男性にも反映させたことが分かる。センサス法にある「自由人のなかでの性別と肌の色とを区別する」と「自由人男性の16歳以上と16歳未満とを区別する」という文言を項目にまで反映させていたのである。1790年のメリーランド州での「自由なイエローとブラック」の「イエロー」とは、現代でいう「アジア系」ではなく、「インディアン」を指していた。それは憲法の初期設定の集団が「インディアン」であったこと、ロード・アイランドでの追記に「インディアン」が見られたこと、またニューヨークの事例でも触れたように移住実態からみて、総合的に言えることである。そのうえで「イエローとブラック」という「肌の色」でそれぞれ

れ「インディアン」と黒人を言い表すことが、一般的に通用すると考えたからこそ、このような項目を当該調査員は立てたのであろう⁹¹。まさに、第一回センサス法に対する調査員独自の解釈が現れた象徴的な事例である。

このモンゴメリー郡の「自由なイエローとブラック」について、世帯の形態と名前の記載についてみてみよう。地区 A では「自由なイエローとブラック」のみで構成される 29 世帯で世帯の合計人数は 126 名、「自由白人」と同居する 33 世帯で人数は 85 名であり、同居の世帯の方が若干多い結果となった。単独の世帯の場合、おそらく家族と思われる「自由なイエローとブラックの男性で 16 歳以上」、「同 16 歳未満」、「自由なイエローとブラックの女性」で構成される世帯が多数を占めた⁹²。世帯当たりの人数は白人と同居の場合が 2.6 名、「その他全ての自由人」単独の場合が、4.3 名であった。同居の場合には、17 世帯では 1 人のみで、残りの世帯人数は大小さまざまであった。モンゴメリー郡では年齢と男女別の「自由なイエローとブラック」の項目を立てたため、白人と同居の場合、女性が 85 名中 33 名を占めたほか、「自由なイエローとブラックの男性で 16 歳以上」が 22 名、「同 16 歳未満」28 名と、若い男性が白人と同居する傾向にあったことが分かる。また、「自由なイエローとブラックの男性で 16 歳以上」と「自由なイエローとブラックの女性」が同居する事例は 6 件のみであった。これは家族での同居と考えられる。加えて、白人と同居の世帯の場合には、「奴隷」も同世帯に記載される例と、「奴隷」がゼロの場合がほぼ半々に分かれており、奴隷がいる 17 世帯も数は「奴隷」が 30 名に対して「自由なイエローとブラックの女性」が 2 名の事例、「奴隷」が 5 名に対して「自由なイエローとブラックの男性で 16 歳以上」が 4 名と「自由なイエローとブラックの女性」が 1 名、など様々な構成が見られた⁹³。

一方で、単独のいずれの世帯にも「自由なイエローとブラック」が「奴隷」を所有しているケースは見られなかった。「自由なイエローとブラック」単独の世帯に記載される名前に関しては、姓名に「インディアン」や「ニグロ」が含まれる表記はなくいずれも個人名が書かれていた⁹⁴。モンゴメリー郡でのこうした個人名の記載には、「自由なイエローとブラック」との項目を立てたために、タルボット郡で多くみられたような「ニグロ」を名前に含める形で「肌の色」を峻別する必要がなくなったことが一因かと思われる。ただし名前の後の集団

名の追記もなかったため、「自由なイエローとブラック」のどちらであるかは特定されていない。地区 B ではやはり細分化された項目の下、「自由なイエローとブラックの男性で 16 歳以上」が 20 名、「同 16 歳未満」が 21 名、「自由なイエローとブラックの女性」が 29 名との記載があった。この地区での総人口は 8,889 名であったので、「その他全ての自由人」は「奴隷」の 2,012 名 (31.6%) よりも圧倒的に少数派の 70 名 (0.8%) であったことがわかる⁹⁵。

このようにセンサス法にある「自由人のなかでの性別と肌の色とを区別」を項目として立てたのは、メリーランド州でモンゴメリー郡が例外というわけではなく、ドーチェスター郡にもみられた。同郡では「16 歳以上の自由なニグロとムラトー男性」「16 歳未満の自由なニグロとムラトー男性」、そして、「自由なニグロとムラトー女性」という項目に分けられていた。これらの事例は、初回センサスでは同じメリーランド州内においても各調査員の認識に従って調査票項目を作成していたことを示す好例である。「自由なイエローとブラック」を立てたモンゴメリー郡と対照的なのは、「自由なニグロとムラトー」のみで項目に含め「インディアン」を「その他全ての自由人」から除外していることである。ただし、「ムラトー」に「インディアン」が入った可能性は十分にある。ジャック・フォーブスは「ムラトー」は如何なるバックグラウンドのものであれ、何らかの「混血」の人を表す公式 (法的な) 分類名であったという⁹⁶。つまり「ムラトー」とは様々な「混血」の人々と解釈され、時には『「肌の色』の茶色い人』のほうがより適切な訳なのであろう、と述べている⁹⁷。

他方、ボルティモア郡ボルティモアタウンでは、調査員は単に項目を自由な人々を表す“FP”と立てていた。より簡略化されたこの項目の意図はなんだったのだろうか。名前に「ニグロ」や「ムラトー」が入っている事例は 9 件あり、そのうち「ニグロ・ハリー」や「ニグロ・ピーター」などが 5 件、4 件は単に「自由なニグロ」(一人か複数かの別記はされている) というものであった。名前もフルネームが揃っていないものが散見されたが、「自由なニグロ」が最後の頁にまとまって記載されたわけでもなく、他の住民に交じっており、単に名前の回答が引き出せなかったのであろうか。このほかとくに目立った記載は見られなかった⁹⁸。よって、深い意図はなく、単純に欄のスペースが限られていることからの省略とみられる。やはり、モンゴメリー郡やドーチェスター郡のような「自由人のなかでの性別と肌の色とを

区別」を項目として立てた事例こそが、注目すべき特異な記載の実態であった。メリーランド州の限られた郡の事例とはいえ、「肌の色と年齢を区別する」ことを別項目を立てて行った調査員がいたことで、こうした調査の実態には、当時の「肌の色」の境界線と分類項目の連動、そしてカラー・コンシャスなアメリカ社会の一端が反映されているといえよう。結果、他の地域では分からない「その他全ての自由人」の性別と年齢別の人数が後世に残されたのである。

4 低南部・サウス・カロライナ州

1790年、サウス・カロライナは奴隷州の筆頭として成長を遂げていた。全人口249,073名中107,094名が奴隷であり(43%)、これは全米でもっとも高いものであった(表13参照)。ただしサウス・カロライナ州内をみると、奴隷の比率が非常に高い地区(ディストリクト)とそうではない地区との差も明らかであった。同州では行政単位の大きい順から地区、郡、パリッシュ(parish)が使われていた。パリッシュとは郡よりも下位の最小の行政区で、しばしば教区と一致する。サウス・カロライナ州のなかで奴隷人口が圧倒的に高いのはプランテーション・エリートが集住していたビューフォート地区であり、地区総人口18,753人中14,236人(75.9%)が奴隷であった。大多数の奴隷を数的マイノリティの白人が支配していたのは、奴隷の総人口比率が75.6%だったチャールスタウン地区にも当てはまる。これらの地区は人口の4分の3が奴隷であり、「ブラック・マジョリティ」としてのサウス・カロライナの代表格といえる。地区内の行政単位によっては、奴隷の比率のさらに高い場所もあった。例えばチャールスタウン地区のセント・バーソロミューパリッシュ⁹⁹では、奴隷が総人口12,606名中10,338名で、比率にして82%であった。これらの地区では100名を超える奴隷を所有している世帯が珍しくなく、最大数はセント・バーソロミューパリッシュの「ウィリアム・ブレイク(Blake)」が擁する695名であった¹⁰⁰。一方で、州内で最大の人口(73,729名)を数えた、ナインティ・シックス地区では奴隷は15%に過ぎず、白人人口が84.7%の「ホワイト・マジョリティ」であり、上記二つのビューフォートやチャールスタウンとは好対照であった。

このように奴隷が州総人口の半数近くを占める一方で、サウス・カロライナ州の「その他

全ての自由人」総数は 1,801 名、その比率は 0.7%と、全米平均の 1.5%の半分にも満たないものであった。これはノース・カロライナ州の 1.3%よりも若干低い数字である。サウス・カロライナ州内のいずれの地区でも「その他全ての自由人」が 100 名を超えることは珍しく、ゼロの郡もカムデン地区に 3 つあった。「その他全ての自由人」は圧倒的な数的マイノリティであったが、人口構成や規模の異なる州内の行政単位では、「その他全ての自由人」の人口への調査実態にどのような違いがみられたのだろうか。名前の名乗りについて、再びバーリンによれば、北部とは対照的に低南部での「自由黒人は元主人の名前を拒絶しなかったし、奴隷所有者階級との一体感を消し去ろうとしなかった」という。よって、「チャールストンでは、ドレートン、フーガー、キンロック、マニゴールド、ミドルトン、という主人の名前を名乗る黒人が数多くいた」¹⁰¹のだった。そのような名乗りの慣行は、センサスにも表れていたのだろうか。そこで、もっとも「その他全ての自由人」の数が多しチャールスタウン地区、奴隷人口の圧倒的に高いビューフォート地区、逆に奴隷人口が州内で最も少ないナインティ・シックス地区を対象として、「その他全ての自由人」への調査の実態をみていくこととしたい。

まず、1790 年当時、ニューヨーク、ボストン、フィラデルフィアに次いで大きな港を擁したチャールスタウン地区では「その他全ての自由人」の実数が州内でもっとも多く、586 名を数えた。地区の総人口に対する比率 1.4%は全米平均に近い（表 14 参照）。チャールスタウンは奴隷の割合が非常に高い、ブラック・マジョリティの典型。また「その他全ての自由人」の比率が州内で最も高く、都市における集住がみられたことがここからも分かる。

なかでも同地区のなかで最大規模の「その他全ての自由人」が居住していた、セント・フィリップスとセント・マイケルズパリッシュに注目してみよう。ここは、チャールスタウンのなかで人口がもっとも大きいパリッシュで、名前の由来である、聖ミカエル教会、裁判所、市庁舎が所在するチャールスタウンの中心部であった。初代サウス・カロライナ州知事で後の合衆国最高裁首席裁判官、ジョン・ルートレッジの屋敷も所在した。中心部ゆえに大プランテーションは存在せず、40 名以上奴隷を擁する世帯は存在しない。所有する奴隷数は大半が一桁か 10 人台である¹⁰²。よってチャールスタウンのなかでは例外的に、奴隷の実数は 7,684 名（パリッシュ総人口比は 47%）であった。これはサウス・カロライナ州全体に占める奴隷

の割合 42%を僅かに上回る程度である。一方で、「その他全ての自由人」の 586 名が総人口 16,359 名に占める割合 (4%) は州内で最も高いものであった¹⁰³。白人と奴隷の人口が拮抗し、残りの 4%が「その他全ての自由人」であったことから、人口中の奴隷の比率が抑えられて「その他全ての自由人」が高い傾向がみられる。つまり「その他全ての自由人」の都市中心部への集住が最も端的に表れた事例である。ただし、チャールスタウンで 2 番目に人口規模の多いセント・バーソロミューパリッシュでは、奴隷が 82%の一方で、「その他全ての自由人」は 1%であった。

セント・フィリップスとセント・マイケルズパリッシュでの世帯の状況について、「その他全ての自由人」が単独の世帯が白人と同居する世帯よりも世帯数としては若干少なく、単独が 102 世帯、同居が 120 世帯であった。しかし、単独の「その他全ての自由人」は総数 380 名で白人と同居の「その他全ての自由人」182 名を上回ったのは、構成人数の大小による。「その他全ての自由人」単独世帯の場合、3.7 名が平均構成員数で最大が 9 名だったが、白人と同居の場合、1.5 名であった¹⁰⁴。ここから、都市中心部における「その他全ての自由人」は、大家族から 4 名程度まで、家族が多数を占めていたと導けるだろう。また、「その他全ての自由人」単独の世帯でかつ奴隷と同居する場合は 102 世帯中 32 世帯であった。アイラ・バーリンによれば、1790 年より少し後の時代 19 世紀初頭のチャールスタウンでは「自由黒人世帯のほぼ 3 分の 1 が奴隷を所有」しており、「そのほとんどは奴隷身分に留め置かれている自分の家族を購入した」¹⁰⁵という。セント・フィリップスとセント・マイケルズパリッシュのセンサス調査票からは、ほぼ同率 (31%) の「その他全ての自由人」が奴隷を所有しており、「その他全ての自由人」と奴隷による家族の形が 1790 年にもみられたことが判明した。「その他全ての自由人」は「自由黒人」には限定されないことにも注意が必要であるが、姓名の記載で多数を占めた、「フリー・ナンシー」「フリー・トビー」など、姓は記載されず名前の前に「フリー」が含まれる事例は「自由黒人」であったと考えられる。「ダラス・アンガス」などの名前もわずかではあるがみられた¹⁰⁶。「ニグロ」や「ムラト」が名前に含まれてはいなかったが、そのほか目立ったところでは、「フリー・カトー、ムーア」や「フリー・ジョー」に続けて「ムーア (a Moore)」とかかかれている名前欄の記載がある。元来「ムーア」とはベルベル人をさしてお

り、イスラーム世界の拡大とともにイギリスにおいて「トルコ人」と同様に他者を表象する存在であった。売買時、祖国がキリスト教でない使用人は、輸入前にキリスト教に改宗しているかに関わらず売買出来ることを定めた植民地時代のヴァージニアの 1682 年の法律でも「…ニグロ、ムーア、ムラトー、インディアンであるかにかかわらず」や「トルコ人やムーア人を除いて…」などの形で使われていた。この時点でヴァージニア人は、おそらくは「肌の色」の薄い北アフリカ出身者を意味していたという¹⁰⁷。セント・フィリップスとセント・マイケルズパリッシュのみならず州全体をみても、「ムーア」が名前に付記される事例は珍しくなかった¹⁰⁸。1790 年のサウス・カロライナ州では、「ムーア人」という宗教による違いを示唆するそもそもの語彙で使われたというよりは、「肌の色」の薄い「混血」の分類名として、「ムラトー」と同義的に使われたと考えられる。事実、セント・フィリップスとセント・マイケルズパリッシュで「ムーア」と「ムラトー」は併用されてはいなかった。ちなみにノース・カロライナ州でも「ムーア」が記載される場合には「ムラトー」は使われていなかった¹⁰⁹。このようにセント・フィリップスとセント・マイケルズパリッシュでは「混血」を指す言葉として「ムーア」を使い、それを名前に追加することでセンサス法の指示通りに「その他全ての自由人」の「肌の色」を区別していた可能性が高いように思われる¹¹⁰。

一方で、ビューフォート地区のように、奴隷の比率が 70%を超えるような地区では「その他全ての自由人」の比率はおしなべて低い数値であった。例えば、奴隷の比率が 75.9%と州内で最も高いビューフォートでの「その他全ての自由人」は 153 名 (0.8%) であった。ただし、これは「ブラック・マジョリティ」の典型的な構成比ともいえ、「その他全ての自由人」のサウス・カロライナ州人口全体に占める比率、0.7%とほぼ同率であった。

ビューフォートでは「その他全ての自由人」単独の世帯が 21 世帯あり、合計で 105 名であった。複数人数で構成される世帯が大多数で、単身世帯は 21 件中 2 件のみ、名前から男性だと思われる（「アレックス・ブラウン」と「トビー・ジャクソン」）¹¹¹。平均世帯人数が 5 名であり、おそらく多くが家族で世帯を構成していたと思われる。これらの「その他全ての自由人」単独の世帯のなかで奴隷と同居している世帯数は 2 件のみで、チャールスタウンのセント・フィリップスとセント・マイケルズパリッシュとは異なる傾向がみられた。2 世

帯のうち一つは 10 名で構成される「その他全ての自由人」の「ジョセフ・ロイド (Loyd, Joseph)」の世帯に 6 名の奴隷、もう一つは、7 名のウィリアム・ゴードン (Gordon, Wm)」の世帯に 1 名の奴隷が同居していた¹¹²。単独の世帯にみられる「その他全ての自由人」の名前はフルネームでの記載で統一されており、「ニグロ」「ムラトール」が名前のなかに含まれたり、「フリー」が追記されたり名前に含まれたりすることは一切みられなかった。一方、白人世帯と同居は 27 世帯で、「その他全ての自由人」の合計人数 65 名は、単独の世帯の合計よりも少なかった。これは他地区同様に、多くが「その他全ての自由人」が単身で白人と同居していたことに起因する。27 世帯中 7 世帯では「その他全ての自由人」のみが白人世帯に同居し、奴隷はみられなかった。奴隷がいる世帯の奴隷数では 91 名が最高で、世帯主の女性「グレイハム・アン(Grayham Anne)」の他に「自由白人」はおらず、「その他全ての自由人」が 1 名、合計 93 名の世帯として記録されていた。女性の世帯主が未亡人で、信頼のかける「その他全ての自由人」に奴隷の管理を任せていたのかもしれない。

ここからは内陸に位置するナインティ・シックス地区についてみていこう。同地区は 1769 年成立していたが、エッジフィールド郡を含む地区内の 6 郡の設立は 1785 年で、センサス実施のわずか 5 年前であった。またセンサス実施時に存在したグリーンヴィルとペンデルトン両郡もそれぞれ 1786 年、1789 年にチェロキー族領地から奪った土地が郡になったものである。地区名の由来には諸説あるが、おそらくはチェロキー族の領地から 96 マイル離れているとされたことにある。

エッジフィールド郡は総人口が 13,289 名、「16 歳以上の自由白人男性」が 2,333 人、「16 歳未満の自由白人男性」2,571 人、「自由白人女性」が 4,701 人、「奴隷」が 3,619 人 (15%)、「その他全ての自由人」の数はわずか 65 名 (0.3%) であった¹¹³。前述のように「ホワイト・マジョリティ」であるナインティ・シックス地区では、「その他全ての自由人」の比率がサウス・カロライナ州の 0.7% の半分以下で、彼らがまさに数的マイノリティであったことが分かる (表 15 参照)。

エッジフィールド郡の調査票にはサウス・カロライナ州でもこの地域にのみ独自の興味深い事例が数多くみられた。それは、エッジフィールド郡アシスタント・マーシャルを務めた

バークレー・マーティン (Barkeley Martin) による追加メモで、「その他全ての自由人」に対する様々な詳しい記録である。ファーストネームとみられる名前の後に「自由なニグロ (free negro)」とカッコ内に書かれた単独の世帯 11 件がまとまってみられたが、名前自体に「ニグロ」や「ムラトー」が含まれてはいなかった¹⁴。また、「ニグロ」の場合には「自由な身分であることが名前の後にメモ書きで明記されている。この地区では、「その他全ての自由人」が白人と同居する事例はゼロ件で、全て「その他全ての自由人」単独の世帯であった。よって「その他全ての自由人」のものである名前欄の記載のなかで、「ピーター・ヒラード (Peter Hillard)」との名前の後に「マラトー、妻と 4 人の子供」(Malatto, wife & four children)や、「ジョン・マーフィー」のあとに「マラトーと妻」(a Malatto and wife)、さらには「ナンと二人の子供 (Nan & two Children)」に「自由なニグロ (free negroes)」等のメモがみられた。ここから、複数名で構成される世帯が実際に家族を形成していたことが分かる。他の郡では単に人数だけのメモが多いなかで、こうした家族構成が分かる形でのメモ書きは珍しい。複数名で構成される世帯の場合、細かく家族構成を記入しているこうした事例と、単に名前の後に「自由なニグロ」と書かれた事例も混在していた。そのうえ、いっそう特異なのは奉公期間についての追記である。

資料 6 1790 年センサス サウス・カロライナ州エッジフィールド郡調査票

Abraham Richerson	1	1	5	"	8
Paddy Scott (Malatto bound for Swamy)				1	"
Solomon Scott (do do for Swamy)				1	"
Truby (do do)				1	"
Lucy & two Children				3	"

(Source: Population schedule of the U.S. Federal Census, Not Stated, Edgefield County, South Carolina, 1790, p.5)

資料 6 にあるように、例えば、「パディ・スコット (Paddy Scott)」との名前の後に、「7

年の奉公につくモラトー (Molatto bound for 7 years)」と記載されている事例や「16年間の奉公につく自由ニグロのフランク (Frank a free negro bound for sixteen years)」等がそれに当たる¹¹⁵。調査員マーティンは、通常のスぺルとは異なり「モラトー(Molatto)」と記載していた。「パディ・スコット」に隣接する世帯には「フィービー Feeby (free Molatto bound for 4 years)」や多少不鮮明ではあるが、「フェリー・ストウエル (Ferry Stowell)」と読める名前の後に、カッコで「インディアン」とメモが追記されている事例もみられた¹¹⁶。「フェリー・ストウエル」の場合には奉公期間の記載はみられず、世帯人数は3名であった。巻末の一覧表 16 にあるように、奉公期間についての記載がされたのはいずれも単身の「モラトー」でない「ニグロ」で、名前からおそらくは男性であった。

資料7 1790年センサス サウス・カロライナ州エッジフィールド郡調査票

1790	1795	1800	1805	1810	1815	1820	1825	1830	1835	1840	1845	1850
Am. Prot. up	1218	1119	1975	15	2226	Am. Prot. up	1295	1281	2331	45	2440	Am.
Roubin Holloway	3	1	6	"	5	Phil. Ellis	1	"	1	"	"	Sam
Jo ^h n Hart	3	3	4	"	"	William Smith	1	3	1	"	"	Ma
Jam ^s Bulluck	1	"	1	"	3	John Turner	1	4	4	"	1	W
Dem Bulluck	3	1	1	"	5	Benj ^m Broton	1	3	6	"	1	Ma
Rich ^d Bulluck	1	1	1	"	5	Benj ^m Taylor	1	"	2	"	"	Ge
Jo ^h n Holloway	2	3	4	"	"	Jam ^s Carson	1	5	2	"	"	W
Mr. Ren	1	"	2	"	"	Had a free Negro bound for life	1	"	1	"	"	Jo
Mr. Scogans	1	2	1	"	"	Rhode do do do for term of y ^r	1	"	1	"	"	Ja
Rich ^d Dean	1	1	1	"	"	Rager do do do for term of y ^r	1	"	1	"	"	Lo
Jam ^s Hart	1	1	3	"	"	Frank do do do for sixteen y ^r	1	"	1	"	"	Sam
John Henderson	1	1	7	"	"	Had 100 Children free Negroes	3	"	3	"	"	Ja
Mr. Holloway	1	2	6	"	"	Phil Carson	1	"	1	"	"	Ja

(Source: Population schedule of the U.S. Federal Census, Not Stated, Edgefield County, South Carolina, 1790, p.8)

巻末の一覧表 16 の 12 名中、「モラトー」が 8 名、「ニグロ」が 4 名である。「その他全ての自由人」のなかで奉公期間は 4 年から 16 年までまちまちだが、「モラトー」よりも「ニグロ」の方が若干奉公期間が長かった。

これらの「その他全ての自由人」に記載され、名前の前に「自由」と書かれた「ニグロ」と、「肌の色」が薄い「モラトー」が、自由の身分でありながら奉公人と書かれた背景には

何があったのだろうか。ここでは可能性を提示するにとどめるが、それはバーリンがいうような都市部でよくみられた「期限付き奴隷制」によるものだったのかもしれない。高南部では、奴隷所有者が、「条件付きの私的解放や期限付き奴隷制によって、奴隷が自由身分を獲得するのを少しでも遅らせ、自らの支配力がいつまでも及ぶようにしくんだ」が、同様のものくろみは北部における漸進的奴隷解放や徒弟奉公にもみられたという¹¹⁷。北部での奉公とは「自由の対価として長期間の奉公に応じるように奴隷に要求した」し、そうでなくても貧しさがゆえに、「自らが、あるいは子どもたちが奉公につかざるを得なかった」¹¹⁸という。よって、確かに「奴隷」ではないがゆえに、調査票に残っているこれら上記の人々は、解放の対価としての奉公にそれぞれついていた可能性がある。記載の中身からみると、「16年間の奉公につく自由ニグロのフランク (Frank a free negroe bound for sixteen years)」と単なる「フランク・ニグロ」との違いは明らかである。「フランク・ニグロ」の場合でも、「ニグロ」は追記であろうが「フランク」以降の、「16年間の奉公につく自由ニグロ」"a free Negroe..."と、「一人の」がつくともはや自称の可能性はなく、調査員による追記であることは間違いない。1790年当時、センサスの調査は法執行官マーシャルのアシスタントが行ったため、マーシャルからの何らかの指示があった可能性もある。もしくは、これらの奉公人について、元所有者が情報を提供したのかもしれない。追記の部分の筆跡は変わっておらず、その場で追記がなされているように見える。また、「6年間の奉公につく自由ニグロのネッド Ned (a free negroe bound for six years)」1人の近くに、「ナンと二人の子ども (自由なニグロ)」が記録されており、奉公の有無の区別について混乱や修正はみられないことも、調査員本人が状況を把握していた可能性を裏書きしているように見える。そもそもこのような奉公期間という不自由な状態についての記載を居住者とのやり取りのなかで引き出すとは考えにくく、調査をする段階で「その他全ての自由人」のなかで奉公人が誰で、何年の奉公期間であるかを、調査員は正確に把握していたと考えるのが自然なのではないだろうか。ここから、ナオミ・メージーが論じた1870年に「チャイニーズ」の分類名が誕生した際にみられた「監視と処罰」とりわけ「監視」のセンサス局の機能は、1870年に始まったことではなく、建国当初から逸脱者である「自由黒人」に対してみられたことが示唆される¹¹⁹。1790年のサウス・

カロライナ州において、そもそも数的にも社会的にもマイノリティである「その他全ての自由人」のなかでおそらくは「期限付き奴隷制」や解放の対価としての奉公を行っていた人々に対して、センサスが監視の網の目の一つとして機能していたことが示唆されるのである。

終わりに

1790年の第一回センサスの調査の実態にかんする本稿の検証からは、名前欄が省略されたり個人名の代わりに「肌の色」にもとづく集団名が記載されている事例は、「その他全ての自由人」のなかの「ニグロ」や「ムラトー」—「自由黒人」—のみにみられたことが明らかになった。こうした集団名の記載は、奉公人を含む「自由白人」には皆無の調査慣行であった。「自由白人」には許されない杜撰な調査実態には「その他全ての自由人」へのまなざしを読み取れる。それは、「その他全ての自由人」のうち、とりわけ自由な身分の「ニグロ」「ムラトー」こそが、逸脱者、変則的存在であるとする、調査員による差別的なまなざしである。ただし、注意すべきは、バーリンが述べているように、当時自由の身分になった際に「ニグロ」と自ら名乗ったものがいたという事実、そして、「自由黒人」が監視の目から逃れるために、姓を省略してあえて「ジョン・ニグロ」等と本人自ら名乗った事実双方が、センサス調査票に反映されていた可能性である。

また、南部・北部にかかわらず、「その他全ての自由人」には偉人の名前が散見されたが、ロード・アイランドでは「自由黒人」でも先住民でもフルネームに「ニグロ」や「インディアン」を追記していた。フルネームを大多数の人々が持っていたと考ええると、ロード・アイランド以外でみられた、姓を省略して集団名にすることが「自由黒人」にだけ許されると考えたのは、調査員の差異化のまなざし／差別意識といえる。ただし、センサス法の指示、「肌の色」の区別が、「ブラック」や「ムラトー」「インディアン」など、まさに州、地方、個人によって異なる語彙で実行されたなかでの、ロード・アイランド州でのフルネームと「ニグロ」と「インディアン」に限定された記録の曖昧性のなさにもまた、「マイノリティ」への管理と監視が透けて見える。加えて、「自由黒人」にはサウス・カロライナ州でみられたような身分（自由でありながら奉公身分）という、特異な情報が記載されていた。こうした事

例はこれまでのところサウス・カロライナ州の一部にしか見つかっていないが、「自由黒人」への監視がセンサスにも特異な形で現れた事例である。本来記載すべき名前を記入せず個人名を集団名に代替させる一方で、家族の長名以外の欄には数だけを記入する形式からはなれて、「その他全ての自由人」に対しては夫婦であること、家族である場合子供の数、さらには奉公の期間などの細かな記載がみられたことも重要である。変則的存在である「その他全ての自由人」への省略・杜撰な調査はメリーランド州、サウス・カロライナ州双方に見られたが、逆にサウス・カロライナ州には、ことさらに細かな記載「7年の奉公につくニグロ」という不自由な身分と「肌の色」を詳細に記載する形での強い監視の機能も現れた。こうした奉公人であるかどうかの追記は、「自由白人」の欄にはサウス・カロライナ州に限らず全米でみられなかった。日常的には厳しい差別に直面していたとしても「奉公人を含む自由白人」—「白人として通る人」—に対しては、細かな追記の調査実態はみられなかった。つまり、1790年センサスにおいて「自由白人」のなかで奉公人という身分の差異は「白人」との「肌の色」の重みによってマイナー化したのである。「マイノリティ」と対照性を成す「マジョリティ」の基軸は「肌の色」と「白人性」であったといえよう。

以上のような調査の実態は、決して後年のトランスクリプトからは見えては来ず、膨大な数の調査票を検証して初めて分かることである。またメリーランドで「自由なイエローとブラック」との項目が調査員の判断で立てられたことが象徴的であるように、1790年センサスは、調査票の項目にも、調査員ごとの異なる個性が現れた。「自由な白人」に続く「自由なイエローとブラック」との項目からも、「肌の色」の初期設定は「ホワイト」、「ブラック」そして「イエロー」と認識されていたことが示唆される。そこでの「イエロー」とは先住民のことであり、「その他全ての自由人」とは、「自由黒人」と先住民のことを指していたと考えるのが自然である。いずれにしてもその数は微々たるものであったであろうが、「その他全ての自由人」に他の集団が入る余地はなかったといえよう。かくも未統一で緩やかな形式で行われた1790年の初回センサスではあったが、1790年初回センサスの調査実態は、「その他全ての自由人」とは自由な身分であるが、しかしそれゆえにこそ、逸脱者、変則的存在として差別され監視されるという意味での「マイノリティ」であったことを雄弁に物語ってい

る。つまり、「その他全ての自由人」こそが、数的には少数でも質的には監視や注視の対象であり、「奉公人を含む自由白人」には許されない省略や杜撰な調査実態がみられた「マイノリティ」であったのである。

表2 ニューヨーク州人口構成¹²⁰

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む16歳以上の自由白人男性」	83,700	24.6
「16歳未満の自由白人男性」	78,122	23.0
「家族の長を含む自由白人女性」	152,320	44.8
「その他全ての自由人」	4,654	1.4
「奴隷」	21,324	6.3
総人口	340,120	100.0

表3 ニューヨーク市人口構成¹²¹

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む16歳以上の自由白人男性」	8,500	25.7
「16歳未満の自由白人男性」	5,907	17.8
「家族の長を含む自由白人女性」	15,254	46.0
「その他全ての自由人」	1,101	3.3
「奴隷」	2,369	7.2
総人口	33,131	100.0

表4 ニューヨーク市モンゴメリー区における「その他全ての自由人」世帯主の名前¹²²

頁	名前	人数	頁	名前	人数
2	Sarah Bly	2	5	Caty Eddy	1
	James Parshall	3		Noah Kelly	3
	Ceser Stockwell	3		Tim Vermilya	2
	Philis Atkins	2		Mary Grant	2
	James Atkins	2		Sam Grant	3
	Frank Atkins	1	6	Milley Randel	2
	Sam Rose	5		Cato McDnald	3
	George Lincoln	2	8	Betre Newton	1
	William Lincoln	4		Anthony	2
	Scipio Lawrence	5		Hanna Lint	4
	Cato Delzell	4	9	William Valleau	2

	John Pinkney	3		John Valleau	6
	Newton King	6		Peter Hogg	4
3	Virgil Hageman	7	10	Cutt	3
	Jupiter Davis	5		Joseph Patience	5
4	John Coy	5	11	Jamar	1
	Anna Thomas	4		Peter	3
	Dick Thomas	3	12	Ben	1
	Hobe Wilson	3		Peter	3
	London Kirby	2		Ephraim	4
	James Johnston	4		Israel	5
	Robert Johnston	3	13	Arabella	2
	Cornelius Johnston	5		William	3
	Pompey Johnston	6	14	Johnson	4
	John Johnston	3		Jack	4
		Charles		2	
5	Sam Mcombs	4	15	Peter	4
	Thomas Thomas	2		Anthony	4
	Kildan Tracey	3		Antrim	8
	Betty Gillin	3		Catharine	4

表5 マサチューセッツ州人口構成¹²³

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む 16 歳以上の自由白人男性」	95,453	25.2
「16 歳未満の自由白人男性」	87,289	23.0
「家族の長を含む自由白人女性」	190,582	50.3
「その他全ての自由人」	5,963	1.6
「奴隷」	0	0
総人口	378,787	100.0

表6 マサチューセッツ州ボストン人口構成¹²⁴

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む16歳以上の自由白人男性」	4,325	24.0
「16歳未満の自由白人男性」	3,376	18.7
「家族の長を含む自由白人女性」	9,576	53.1
「その他全ての自由人」	761	4.2
「奴隷」	0	0
総人口	18,038	100.0

表7 マサチューセッツ州バーンズテーブル郡人口構成¹²⁵

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む16歳以上の自由白人男性」	631	24.2
「16歳未満の自由白人男性」	623	23.9
「家族の長を含む自由白人女性」	1,301	29.8
「その他全ての自由人」	55	2.1
「奴隷」	0	0
総人口	2,610	100.0

表8 ロード・アイランド州人口構成¹²⁶

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む16歳以上の自由白人男性」	16,019	23.3
「16歳未満の自由白人男性」	15,799	23.0
「家族の長を含む自由白人女性」	32,652	47.4
「その他全ての自由人」	3,407	5.0
「奴隷」	948	1.4
総人口	68,825	100.0

表9 ロード・アイランド州サウス・キングストン郡人口構成¹²⁷

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む16歳以上の自由白人男性」	820	19.8
「16歳未満の自由白人男性」	1,508	36.5
「家族の長を含む自由白人女性」	1,603	38.8
「その他全ての自由人」	473	11.5
「奴隷」	175	4.2
総人口	4,131	100.0

表10 メリーランド州人口構成¹²⁸

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む16歳以上の自由白人男性」	55,915	17.5
「16歳未満の自由白人男性」	31,339	16.1
「家族の長を含む自由白人女性」	101,395	31.7
「その他全ての自由人」	8,043	2.5
「奴隷」	103,036	32.2
総人口	319,728	100.0

表11 メリーランド州タルボット郡人口構成¹²⁹

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む16歳以上の自由白人男性」	1,938	14.8
「16歳未満の自由白人男性」	1,712	13.1
「家族の長を含む自由白人女性」	3,325	25.4
「その他全ての自由人」	1,076	8.2
「奴隷」	4,777	36.5
総人口	13,084	100.0

表 12 メリーランド州モンゴメリー郡人口構成¹³⁰

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む 16 歳以上の自由白人男性」	3,284	18.2
「16 歳未満の自由白人男性」	2,746	15.3
「家族の長を含む自由白人女性」	5,649	31.4
「その他全ての自由人」	294	1.6
「奴隷」	6,030	33.5
総人口	18,003	100.0

表 13 サウス・カロライナ州人口構成¹³¹

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む 16 歳以上の自由白人男性」	35,576	14.3
「16 歳未満の自由白人男性」	37,722	15.1
「家族の長を含む自由白人女性」	66,880	26.9
「その他全ての自由人」	1,801	0.7
「奴隷」	107,094	43.0
総人口	249,073	100.0

表 14 サウス・カロライナ州チャールスタウン人口構成¹³²

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む 16 歳以上の自由白人男性」	5,060	7.6
「16 歳未満の自由白人男性」	3,177	4.7
「家族の長を含む自由白人女性」	7,165	10.7
「その他全ての自由人」	950	1.4
「奴隷」	50,633	75.6
総人口	66,985	100.0

表 15 サウス・カロライナ州ナインティ・シックス地区人口構成¹³³

項目	数	割合 (%)
「家族の長を含む 16 歳以上の自由白人男性」	14,973	20.3
「16 歳未満の自由白人男性」	17,165	23.3
「家族の長を含む自由白人女性」	30,324	41.1
「その他全ての自由人」	198	0.3
「奴隷」	11,069	15.0
総人口	73,729	100.0

表 16 1790 年エッジフィールド郡奉公期間記載¹³⁴

名前欄の記載	世帯人数	備考
Paddy Scott (Maatto bound for seven years	1	①
Coleman Scott (Malatto bound for five years	1	②
Free by free (?) (Molatto bound for 4 years	1	③ ①～③近接
John Chavel/Chaw(?) (Molatto bound for 4 years	1	
Jo Culclasher (Molatto bound for one year	1	
Mo a free negroe bound for six years	1	①
Rode a free negroe bound for nine years	1	②
Hager a free negroe bound for fourteen years	1	③
Frank a free negroe bound for sixteen years	1	④ ①～④近接
Sam Speeder Malatto bound for ten years	1	①
James Speeder(?) Malatto bound for six years	1	② ①②近接
Pace Hicks Malatto bound for three years	1	

※ 名前欄の記載は不明瞭を示す (?) を除いて、全て調査票オリジナルの通りである。

本稿は科学研究費基盤研究(C)、「『米国マイノリティ問題の総合的研究：マイノリティ研究と環太平洋的視点のリンケージ』（分担、研究課題番号 15K01891）による研究成果の一部である。

文末注

- ¹ 本稿は、センサスをめぐる歴史研究であるため、植民地時代から建国期に使われた人種分類の語彙、たとえば「インディアン」「ニグロ」「ムラトール」などを括弧に入れた形で使用する。これらは現在では蔑称にあたり、一般的に（むろんのこと筆者も含めて）使用されないことは言うまでもない。
- ² Margo J. Anderson, *The American Census: A Social History* (New Haven and London: Yale Univ. Press, 1988), pp.9-13.
- ³ 中條献『歴史のなかの人種：アメリカが創り出す差異と多様性』北樹出版、2004年、29-31頁。
- ⁴ A. Leon Higginbotham, Jr. and Barbara K. Kopytoff, "Racial Purity and Interracial Sex in the Law of Colonial And Antebellum Virginia," *The Georgetown Law Journal*, Vol.77, 1967, pp.1976-77.
- ⁵ March, 1660-1, 13th Charles II, Act XXII, 2:26. October 1670-22nd Charles II, Act V, 1670, 2:280.
- ⁶ *Ibid.*, p.1989.
- ⁷ *An Act providing for the enumeration of the Inhabitants of the United States*, March 1, 1790 (Census Act of 1790). First Congress, Sess. II. Ch. 2, 1790.
- ⁸ *Ibid.* ここで「家族の長」の原語は“heads of families”である。1790年当時から、ここでいう「家族」とは血縁によるものだけを指していたわけではないが、当時使われた語彙に沿って訳出した。センサスが使う「家族」の定義が示されるのは1850年、一般でいう「家族」との語彙の違いが認識されつつも「世帯」「household」が使われるのは1940年になってからである。
- ⁹ 中條、前掲書、29-30頁。
- ¹⁰ アイラ・バーリン（落合明子、大類久恵、小原豊志訳）『アメリカの奴隷制と黒人 五世代にわたる捕囚の歴史』明石書店、2007年、414-415頁。もっとも1820年以降は「自由有色人 (Free Colored Persons)」に項目名が変更されたほか、それまでの「自由」が消された「課税されないインディアンを除くその他全ての人」の項目が立てられた。後者が実質的に示したのは「課税されるインディアン」であったから、1820年以降の「自由有色人」を「自由黒人」と読み替えても問題はないといえる。ただし、1790年に関してはむろんのこと、1800年には「課税されないインディアンを除くその他全ての自由人」へと項目名が変化しているものの、「文明化したインディアン」は「その他全ての自由人」に含まれることが念頭にあったため、そのまま「自由黒人」人口とするのは厳密には正しくない。
- ¹¹ Clara E. Rodriguez, *Changing Race: Latinos, the Census, and the History of Ethnicity in the United States* (New York: NYU Press, 2000), pp.191-192.
- ¹² Bureau of the Census, S.N. D. North, Director, *Heads of Families at the first census of the United States taken in the year 1790, Introduction* (Washington; Government Printing Office, 1908), p.3.
- ¹³ ロバート・G. リー（貴堂嘉之訳）『オリエンタルズ—大衆文化のなかのアジア系アメリカ人』岩波書店、2007年、42頁。
- ¹⁴ *Return of the Whole Number of Persons within the Several Districts of the United States, 1790* (Philadelphia: J. Phillips, 1793), p.3.
- ¹⁵ *Heads of Families 1790, Introduction*, p.3.
- ¹⁶ *Ibid.*
- ¹⁷ このレポートは、後に移民法改正に際して、センサス局長ジョセフ・ヒルが元国籍を割り出そうとした際に参照したが、イギリス由来が87%との数字は恣意的にスカンジナビア系が抜かれている等の問題によってその信憑性が疑わしいとされ結局は採用されなかった。Bureau of the Census, *A Century of Population Growth From the First Census of the United States to the Twelfth, 1790-1900* (Washington; Government Printing Office, 1909).
- ¹⁸ ただし1782年から1875年までのヴァージニア州センサスは、連邦センサスとは異なり分類が「白人」と「黒人」の2種類のみであり、「黒人」のなかの奴隷と自由の身分について詳細が分からないため検証対象とはしない。
- ¹⁹ Rodriguez, pp.190-192.
- ²⁰ *Ibid.*, p.190. 参考文献にも1908年のトランスクリプトが掲載されるのみである。*Ibid.*, p.240.
- ²¹ *Ibid.*, p.190.
- ²² 調査票検索から導かれた件数と割合。本稿では主に有料のデータベース ancestry.com を使い大量の調査票を検証していくが、調査票本体に記録されている頁が欠落している場合が散見されるためスキャンされた調査票データベース上の頁数を掲載する。Population schedule of the U.S. Federal Census, Montgomery, New York City, New York, 1790, pp.1-15.
- ²³ バーリン、前掲書、171頁。
- ²⁴ Population schedule of the U.S. Federal Census, Montgomery, New York City, New York, 1790, pp.2-15.
- ²⁵ バーリン、前掲書、167-173頁。

-
- ²⁶ *Return of the Whole Number of Persons, 1790*, p.24, pp.28-29.
- ²⁷ Population schedule of the U.S. Federal Census, Bridgewater, Plymouth, Massachusetts, 1790, p.7. *Revolutionary War Document Lists Names of Black & Native American Soldiers, Black Soldiers of the Revolution from Plymouth County: from a recruiting document in the collection of the Pilgrim Society*, by Jeremy D. Bangs., http://www.pilgrimhallmuseum.org/pdf/Full_List_from_Goodwin_Recruiting_Book.pdf, 2016年8月12日閲覧。
- ²⁸ Population schedule of the U.S. Federal Census, Bridgewater, Plymouth, Massachusetts, 1790, pp.1-7.
- ²⁹ Population schedule of the U.S. Federal Census, Rochester, Plymouth, Massachusetts, 1790, p.4.
- ³⁰ Population schedule of the U.S. Federal Census, Plymouth, Plymouth, Massachusetts, 1790, p.1, p. 6.
- ³¹ *Revolutionary War Document Lists Names of Black & Native American Soldiers*, http://www.pilgrimhallmuseum.org/pdf/Full_List_from_Goodwin_Recruiting_Book.pdf, 2016年8月12日閲覧。
- ³² プリマスには現在3名が暮らしていた土地の跡地に記念碑と墓が保存されており、筆者は跡地への調査を2016年8月に行った。1977年のジェームズ・ディーツによる発掘調査結果をアフリカン・ディアスポラの文脈で再考したのはKaren A. Hutchins-Keim, "Parting Ways Revisited: Archaeology at a Nineteenth-Century African-American Community in Plymouth, Massachusetts," *Journal of African Diaspora Archaeology and Heritage*, Vol. 4, Issue 2, 2015.
- ³³ 例えば建国前の1765年には、300名のマーシュピー族のうち14名だけが「ニグロ」であり、むしろ「混血」が多数となったとの記録として残されているという。C.G. Woodson, "The Relations of Negroes and Indians in Massachusetts," *The Journal of Negro History*, Vol.5, No.1, 1920, p.50. 筆者がマーシュピー族の資料館に2014年8月14日に訪れたところ、逃亡奴隷を受け入れた歴史がエスニック・プライドとして数多く展の展示に含まれているのが印象的であった。URLは以下の通り。 <http://www.mashpeewampanoagtribe.com/museum>. 2016年8月10日閲覧。
- ³⁴ Daniel R. Mandell, "Shifting Boundaries of Race and Ethnicity: Indian-Black Intermarriage in Southern New England, 1760-1880," *The Journal of American History*, Vol. 85, No. 2 (Sep., 1998), pp. 470-471.
- ³⁵ Census of Wampanoag Indians, 19 Mar. 1792, Miscellaneous Documents (Massachusetts Historical Society).
- ³⁶ *Ibid.*
- ³⁷ Nancy Shoemaker, *Native American Whalers and the World: Indigenous Encounters and the Contingency of Race*, (Chapel Hill: Univ. of North Carolina Press), 2015, p.170.
- ³⁸ Population schedule of the U.S. Federal Census, Sandwich, Barnstable, Massachusetts, 1790, p.3.
- ³⁹ Population schedule of the U.S. Federal Census, Falmouth, Barnstable, Massachusetts, 1790, pp.1-2.
- ⁴⁰ Thomas, Joseph, Massachusetts census returns, 1790, (Massachusetts Historical Society).
- ⁴¹ Census Act of 1790.
- ⁴² David J. Silverman, *Faith and Boundaries: Colonists, Christianity, and Community among the Wampanoag Indians of Martha's Vineyard, 1600-1871*, (Cambridge: Cambridge University Press, 2005, p.226.
- ⁴³ "Commission of Dept. Marshal from Marshal Jackson," "Commission of Dept. Marshal from Hon. J Brooks, Nov. 9, 1791," "Commission of Dept. Marshal from Hon. J. Brooks, Dec. 10th, 1791" Samuel Bradford papers, 1760-1818, folder 1790-1791, (Massachusetts Historical Society).
- ⁴⁴ Population schedule of the U.S. Federal Census, Boston, Suffolk, Massachusetts, 1790, pp.3,- 5, p.7, p.28.
- ⁴⁵ *Ibid.*, p.27.
- ⁴⁶ *Ibid.*
- ⁴⁷ Population schedule of the U.S. Federal Census, Salem, Essex, Massachusetts, 1790, pp.1-13. もっともブリッジウォーターでは全て、「その他全ての自由人」は「自由白人」と同じ世帯住んでいたため、「自由白人」の名前が記載されている。Population schedule of the U.S. Federal Census, Bridgewater, Plymouth, Massachusetts, 1790, pp.1-7.
- ⁴⁸ Population schedule of the U.S. Federal Census, Great Barrington, Berkshire, Massachusetts, 1790, p.1.
- ⁴⁹ *Return of the Whole Number of Persons, 1790*, p.3.
- ⁵⁰ *Ibid.*, p.34.
- ⁵¹ Population schedule of the U.S. Federal Census, Tiverton, New Port, Rhode Island, 1790, p.3.
- ⁵² Population schedule of the U.S. Federal Census, South Kingston, Washington, Rhode Island, 1790, p.3. 例外は、「サンボ・ニグロ」と書かれた「その他全ての自由人」家族の長の事例。2名で構成される。*Ibid.*, p.8.
- ⁵³ 例えば、「サラ・チャールズ (インディアン)」の事例、*Ibid.*, p.4.
- ⁵⁴ Census Act of 1790.
- ⁵⁵ *Ibid.*
- ⁵⁶ Joanne Pope Melish, "The Racial Vernacular, Contesting the Black/White Binary in Nineteenth-Century Rhode

-
- Island," in *Race, Nation, and Empire in American History*, edited by James T. Campbell, Matthew Pratt Guterl, and Robert G. Lee (Chapel Hill : University of North Carolina Press, 2007), pp.21-23.
- ⁵⁷ Ibid., p.21.
- ⁵⁸ Ibid., pp.24-25.
- ⁵⁹ Population schedule of the U.S. Federal Census, South Kingston, Washington, Rhode Island, 1790, p.8.
- ⁶⁰ Ibid.
- ⁶¹ Mandell, *Shifting Boundaries*, pp.480-481.
- ⁶² Ibid., pp.475-476.
- ⁶³ Melish, "The Racial Vernacular," p.21.
- ⁶⁴ Population schedule of the U.S. Federal Census, Richmond, Washington, Rhode Island, 1790, p.1, p.3.
- ⁶⁵ Population schedule of the U.S. Federal Census, Philadelphia City, Philadelphia, Pennsylvania, 1790, p.23.
- ⁶⁶ *Return of the Whole Number of Persons, 1790*, p.47
- ⁶⁷ フレデリック・ダグラス (岡田誠一訳) 『数奇なる奴隷の半生—フレデリック・ダグラス自伝』法政大学出版局、1993年、21頁。
- ⁶⁸ 同、147頁。
- ⁶⁹ "In Easton, archaeologists hope to uncover earliest free African-American settlement," *Baltimore Sun*, July 25, 2013.
- ⁷⁰ *Return of the Whole Number of Persons, 1790*, p.47
- ⁷¹ Population schedule of the U.S. Federal Census, Not Stated, Talbot, Maryland, 1790, p.14.
- ⁷² Ibid., p.17.
- ⁷³ Ibid., p.16.
- ⁷⁴ Ibid., p.17.
- ⁷⁵ James Hugo Johnston, *Race Relations in Virginia and Miscegenation in the South, 1776-1860* (Amherst: University of Massachusetts Press, 1970), pp.255-256.
- ⁷⁶ Population schedule of the U.S. Federal Census, Not Stated, Talbot, Maryland, 1790, pp.2, 4.
- ⁷⁷ Ibid., p.12, pp.19-29.
- ⁷⁸ Ibid., p.21.
- ⁷⁹ Ibid., p.13
- ⁸⁰ バーリン、前掲書、193頁。
- ⁸¹ 同、193-194頁。
- ⁸² Population schedule of the U.S. Federal Census, Not Stated, Talbot, Maryland, 1790, p.12.
- ⁸³ Ibid.
- ⁸⁴ Ibid., p.13.
- ⁸⁵ 「ヤング・フランク」は「その他全ての自由人」2名と奴隷1名の世帯(4頁)、「クーパー・ディック」は「その他全ての自由人」が4名、奴隷が1名の世帯(10頁)、「ジョン・アイザック(Johns Isack)」本人と奴隷2名(11頁) Ibid., pp.7, 10, 11, 18.
- ⁸⁶ バーリン、前掲書、196頁。
- ⁸⁷ Research Department of the Association for the Study of Negro Life and History, "Free Negro Owners of Slaves in the United States in 1830," *The Journal of Negro History*, Vol. 9, No.1, Jan., 1924, pp.41-43.
- ⁸⁸ バーリン、前掲書、197頁。
- ⁸⁹ 近年、モンゴメリー郡のシルバー・スプリングには、エチオピアからの移民によるコミュニティがあり、「リトル・エチオピア」といわれるほどになっている。エチオピア移民の増加率が中国系について2位である理由は、首都郊外では地価が比較的安価である上に、比較的公立小学校の水準が高いことが挙げられるという。モンゴメリー郡ではアフリカ生まれの人口は約7万人で人口の6%を占めるようになった。『日本経済新聞』、2016年6月7日夕刊。
- ⁹⁰ *Return of the Whole Number of Persons, 1790*, p.47.
- ⁹¹ モンゴメリー郡のアシスタント・マーシャル名は不明。第一回センサス実施時のメリーランド州のマーシャルはナサニエル・ラムゼイ(Nathaniel Ramsey)、在任期間は1789-1794年。
- ⁹² Population schedule of the U.S. Federal Census, Not Stated, Montgomery, Maryland, 1790, pp.1-32.
- ⁹³ Ibid., p.13,22.
- ⁹⁴ ただし、フルネームで書かれていない事例もみられた。Ibid., p.8,10.
- ⁹⁵ Ibid., p.32.
- ⁹⁶ Jack D. Forbes, *Africans and Native Americans: The Language of Race and the Evolution of Red-Black Peoples* (Urbana

and Chicago: University of Illinois Press, second ed., 1993), p.214.

⁹⁷ Ibid, p.219.

⁹⁸ Population schedule of the U.S. Federal Census, Baltimore town, Maryland, 1790, pp.7-23.

⁹⁹ この行政地域名はイギリス植民地アメリカのなかではサウス・カロライナ州で、後にルイジアナ州でも使われた。

¹⁰⁰ *Heads of Families— South Carolina*, p.35.

¹⁰¹ バーリン、前掲書、218 頁。

¹⁰² *Heads of Families— South Carolina*, pp.38-43.

¹⁰³ Ibid.,p.9.

¹⁰⁴ Ibid., pp.38-43.

¹⁰⁵ バーリン、前掲書、221 頁。

¹⁰⁶ Population schedule of the U.S. Federal Census, Charlestown, South Carolina,1790, pp.3-4, 7-9.

¹⁰⁷ Higginbotham, Jr. and K. Kopytoff, “Racial Purity,” pp.1974-1975.

¹⁰⁸ *Heads of Families— South Carolina*, Index, p.133.

¹⁰⁹ *Heads of Families—North Carolina*, p.10, 134. ノース・カロライナ州のクラヴァン (Craven) 郡ニューバーン (Newbern) デイストリクトのなかで「その他全ての自由人」が 337 名カウントされていたが、そこでの調査員はエドウィン・パストゥアー (Pasteur) であった。彼の調査は、「その他全ての自由人」が 14 世帯ほど固まってみられる地区で「ジェームス・ムーア」「ブラウン・サミュエル」などの「肌の色」による区別を名前に追加していた。Population schedule of the U.S. Federal Census, Not Stated, Craven, North Carolina,1790, p.5.

¹¹⁰ Population schedule of the U.S. Federal Census, Charlestown, South Carolina,1790, p.9.

¹¹¹ Population schedule of the U.S. Federal Census, Beaufort, South Carolina,1790, p.1, 3.

¹¹² Ibid., pp.3-4.

¹¹³ *Return of the Whole Number of Persons, 1790*, p.54.

¹¹⁴ Population schedule of the U.S. Federal Census, Not Stated, Edgefield County, South Carolina, 1790, p.3.

¹¹⁵ Ibid., pp.5-6. 括弧にかんしては、カタカナの後に英語を括弧に入れる場合と、(数は少ないが) 調査票では実際には括弧を閉じない場合でも調査票の記載にそのまま従わず、括弧を閉じてある。

¹¹⁶ Ibid. p.5.

¹¹⁷ バーリン、前掲書、192 頁。

¹¹⁸ 同上、169 頁。

¹¹⁹ Mezey, “Erasure and Recognition,” p.1743-1744.

¹²⁰ *Return of the Whole Number of Persons, 1790*, p.4.

¹²¹ Ibid., p.37.

¹²² Population schedule of the U.S. Federal Census, Montgomery, New York City, New York, 1790, pp.1-15.

¹²³ *Return of the Whole Number of Persons, 1790*, p.4.

¹²⁴ Ibid., p.23.

¹²⁵ Ibid., p.29.

¹²⁶ Ibid., p.4.

¹²⁷ Ibid., p.34.

¹²⁸ Ibid., p.47.

¹²⁹ Ibid.

¹³⁰ Ibid.

¹³¹ Ibid., p.4.

¹³² Ibid., p.54.

¹³³ Ibid.

¹³⁴ Population schedule of the U.S. Federal Census, Not Stated, Edgefield County, South Carolina, 1790, pp.5-6, 8-9, 12-13, 16.

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
48	国勢調査町丁字データによる鉄道沿線駅のクラスタリング	2015.04
49	鉄道新線開業の沿線人口への影響について	2015.05
50	経済センサスと国勢調査の統合データから見た地域の労働供給力と労働需要力について —八王子市を事例とした町丁字別労働需給能力の計測—	2015.05
51	「事業所統計調査試験調査報告(昭和22年5月於千葉県木更津市)」について	2015.09
52	90年代以降の人口の都心回帰に関する一考察 —人口移動ODデータによる地域特性分析—	2015.09
53	首都圏人口の都心回帰に見られる地域的特徴について	2015.09
54	人口の都心回帰期における都区部内人口移動の特徴について	2015.11
55	東京都区部への国内人口移動に見られる地域的特徴	2015.11
56	首都圏への国内移動に見られる移動元と移動先との地域的關係について —平成22年国勢調査の東京20km圏への移動データを用いて—	2015.12
57	東京50キロ圏から都区部への移動者の移動先選択に見られる規則性について	2016.01
58	小地域データから見た東京23区への移動者による移動先選択について(1) —東京都の市郡部から都区部への移動—	2016.04
59	The Measurement of Labour Exchange Rate through Intermediate Trade in Japan, the U.S., and China	2016.04
60	QGIS上で動作する公共交通経路検索プラグインの試作とそれを用いた交通便利性の評価	2016.04
61	移動選択指数から見た東京60キロ圏から特別区部への移動者の移動圏の地域特性について —東京23区における移動先選択パターンによる移動元のクラスタリング—	2016.05
62	ライフステージから見た世帯の空間分布について—東京50キロ圏を対象として—	2016.06
63	タワーマンションに伴う事業所の開業について—東京都江東区湾岸地域の考察—	2016.07
64	居住地移動の小地域データから見た地域の特性について —1990、2000年代後半期の江東区を事例に—	2016.08
65	都区部各区における人口動向に関する一考察 —人口移動に見られる局面転換時点と人口推移のパターンによる区の類別化—	2016.09
66	フランスのビジネス・レジスターSIRENEの創設と初期の状況について	2016.09
67	人口の社会移動の統計的把握と「不詳」—社会増減に関する二種類の把握方法の比較を手掛りに—	2016.09

オケージョナル・ペーパー No.68

2016年11月10日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 森 博美

再生紙使用

